

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	76 件
国民年金関係	57 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月から同年3月まで

昭和51年11月に夫がA市役所で任意加入手続をして、その後は、夫が私の保険料を納付してくれてきた。それなのに、申立期間のみ未納とされているのは納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の納付状況をみると、申立期間の前後とも現年度納付されていることが確認でき、また、申立人は昭和51年11月に任意加入手続を行っており、申立期間の国民年金保険料も現年度で支払うことができることから、申立期間も現年度納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立期間前後において、保険料を納付していたとする申立人の夫の仕事や生活状況に特段の変化は認められず、住所も変更していない。

さらに、当時、A市では、納付書を被保険者に送付し、金融機関で国民年金保険料を納付してもらっていたため、申立人の夫が勤務先の市町村に所在する金融機関で納付することも可能であった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私は、A市に住宅を購入し、昭和43年3月5日にB市からの転入届等を行うためA市役所に行き、その際に国民年金担当課の職員から、国民年金への加入は国民の義務であると言われた。その時に、新居の登記のための現金を持ち合わせていたので、昭和42年度1年分の保険料2,400円に加えて40年度、41年度の過年度分として2,400円の計4,800円を窓口で支払った。その場で国民年金手帳が交付され、42年度分については年金手帳に検認印が押印されたが、40年度及び41年度分については年金手帳に押印できないとのことで、支払った証拠として市役所発行の領収書が手渡された。その領収書は年金手帳に挟んでいたが、いつの間にか紛失してしまった。

申立期間の保険料については間違いなく納付したはずであるので、納付記録として認めてほしい。

第3 委員の判断の理由

申立人は昭和43年3月5日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和42年度分の保険料とともに40年度、41年度の過年度分を窓口で支払ったと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は43年4月12日に払い出されていることが確認でき、申立期間のうち41年1月以降の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間の保険料納付状況に関する申立人の陳述内容は具体的であり、納付したとする保険料額は当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人が住む地区を担当していた集金人は、申立人から申立期間の保険料をさかのぼって納付したという話を聞いたことがあり、その時に領収書

を見せてもらった記憶があると陳述している。

加えて、過年度保険料は制度上市役所で納付することはできないが、管轄社会保険事務所は、申立期間当時、納付金額等を記入していない納付書(領収書等とセット)を市町村に置いていたとしていることから、市役所がこの納付書に必要事項を記入することにより、過年度分に係る保険料を収納することは可能であったと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和40年12月以前の保険料は、43年4月払出しの手帳記号番号によっては時効により制度上納付することはできず、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から51年12月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで

私は、将来の年金を受給できるようにするため、20歳になった昭和47年5月ごろ、A市役所にて国民年金の加入手続を行った。その際、毎月の保険料を自分名義の銀行の預金口座からの振替により納付できるよう手続を行った。

保険料の金額は覚えていないが、継続して納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月以降、申立期間②を除き保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は申立期間の保険料を口座振替により納付したと申し立てているところ、社会保険庁のオンライン記録により納付日を確認できる昭和60年度以降は口座振替により納付していることが推定できる。

さらに、申立人は昭和54年12月にB県C市からA市に転居しているが、この転入手続の際に口座振替の手続を行ったとすれば、申立期間②の保険料を口座振替により納付することは可能である。

加えて、申立人の特殊台帳により、昭和55年12月に過年度納付を行ったことが確認できることから、保険料の納付意識が高い申立人が納付書を受け取りながら、申立期間②の保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立人は昭和47年5月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の口座振替の手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手

帳記号番号は51年9月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①のうち、48年12月以前の保険料は時効により納付することができず、49年1月から51年3月までの保険料は過年度保険料となり、口座振替により納付したとする申立内容と符合しない。

また、申立人について別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

さらに、申立期間①のうち、昭和51年4月以降の保険料は現年度納付することが可能であるが、申立人が国民年金加入手続を行ったのは手帳記号番号の前後の被保険者記録から同年11月16日ごろであったと推認できることから、その時に口座振替の手続を行ったとしても、口座振替の開始時期は納付記録のある52年1月からと考えられ、社会保険庁の納付記録に不自然な点は見当たらない。

このほか申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1567

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和51年か52年ごろA店でアルバイトをしていた時期の昼休みに自宅に戻り、最寄りの銀行窓口の女性行員に、保険料7,200円と納付書を一緒に渡して納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付を行うとともに、申立期間後は60歳到達月前月までの国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間の保険料納付に関する陳述は具体的である上、申立人が銀行の窓口で納付したとする保険料額は、申立期間における実際の保険料額とほぼ符合している。

さらに、保険料が未納であれば、申立人の特殊台帳が社会保険事務所に保管されていなければならないところ、申立人の特殊台帳は存在しない。

加えて、申立期間は9か月と比較的短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入して、保険料を継続して支払っていたと確信していましたので、未納とされていることに納得できません。昭和51年2月に両親の仕事の都合でA県に転居したが、市役所で手続を行った記憶があり、保険料の支払いは自分で行っていました。申立期間当時の保険料金額等の記憶は、30年ほど前になりほとんど覚えていませんが、審査をお願いしたい。

第3 委員会判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立人が国民年金加入資格を得た昭和50年9月以降の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みであり、申立人は、国民年金の住所変更手続及び厚生年金保険からの切替手続を的確に行っているなど、国民年金加入後の申立人の年金への関心は極めて高いものと考えられる。

一方、申立人の納付記録をみると、申立期間直前の昭和50年9月から同年12月までの間の記録が納付済期間として統合されたのは、平成10年1月である。また、社会保険事務所では、本来、保管されるべき申立人の特殊台帳が保管されていないなど、申立人の記録管理が適切に行われていなかったことが見受けられる。

これらのことから、申立人が住所を移転した昭和51年2月の時点で、申立人の納付記録が、管轄する社会保険事務所間において適切に移管されなかった可能性が考えられる。

加えて、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間についても納付があったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から42年7月まで
② 昭和43年1月から45年3月まで

結婚前の期間について、結婚当初に母親から国民年金の保険料を納めたと聞いている。未納とされている期間について、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の申立期間①及び②について、申立人の母親が市役所の出張所で国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の前後に払い出された同記号番号の記録から、昭和44年3月ごろと推認される。この場合、申立期間①のうち、41年12月以前の保険料は、制度上、納付することはできない期間である。

一方、申立人の母親は、国民年金加入期間について保険料を完納しており、納付意識が高かったものとみてとれる。その母親が、息子である申立人の国民年金への加入手続を行っていながら、母親の保険料と一緒に市役所で納付することが可能な申立期間②のうち、加入手続後の昭和44年4月から45年3月までの現年度保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、市が保管する申立人の被保険者名簿を見ると、昭和46年4月から同年9月までの間について、厚生年金保険加入期間と重複のため、同年11月19日に国民年金保険料が還付されていることが確認できる。この時点で、本来、保険料充当が可能な昭和44年度に未納があれば充当処理されるどころ、その形跡は無い。さらに、社会保険事務所の特殊台帳には還付記録が記載されておらず、申立人の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から同年8月まで
② 昭和53年2月から54年7月まで

申立期間が国民年金の納付済期間とされていませんが、昭和53年3月に結婚後、半年ほどして実家の父から申立期間の保険料を支払った旨の電話連絡があったことを覚えています。父は既に亡くなり、実家も処分しているので領収証書等は見付かりませんが、申立期間①及び②について納付の事実を認めて下さい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入記録をみると、昭和52年9月26日に国民年金手帳が交付されており、その手続の際に同年6月15日にさかのぼって国民年金の加入資格を得ていることがA市の被保険者名簿から確認できる。一方、申立人が同年9月に厚生年金保険に加入したことに伴う国民年金の資格喪失手続が行われたのは、結婚後の53年11月14日であることが同市の名簿で確認されるほか、54年10月まで申立人の資格記録がB社会保険事務所で管理されていたことが特殊台帳から確認できる。

申立人は、昭和53年3月に結婚後、半年ほどして実家の父親から、通知状が送られてきたので申立期間の保険料を支払った旨の連絡があったと申し立てている。この時期は、申立人の資格喪失手続が行われた時期にほぼ符合しており、住所変更等の手続を行っていなかった申立人に対して送付された催告通知に基づき、申立人の父親が申立人に代わって資格喪失の手続を行った上、申立期間①の保険料を過年度納付したものと考えることに不自然な点は見受けられない。

次に、申立期間②について、申立人が結婚した昭和 53 年 3 月からの国民年金保険料を納付するためには、任意加入の手続を行わなければならない。しかしながら、申立人が結婚後に任意で資格取得手続を行ったのは、54 年 8 月 31 日であることが C 市の被保険者名簿から確認できる。この場合、申立期間②のうち、53 年 3 月から 54 年 7 月までの間は保険料をさかのぼって納付することはできない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、その痕跡^{こんせき}は見当たらなかった。

さらに、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は曖昧^{あいまい}であるほか、申立期間②の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月及び同年3月
: ② 昭和45年1月から同年3月まで
: ③ 昭和48年1月から同年12月まで

私は、昭和42年に国民年金に加入してから保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。当時の保険料額などは覚えていないが市役所で納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録をみると、昭和46年4月から同年9月までの間について、申立人の住所変更に伴い管轄の市区町村で保険料を重複収納していたことが判明し、平成20年1月に還付手続がなされていること、昭和47年4月から同年12月までの間について、平成19年11月に未納記録から納付記録に訂正されていることなど、申立人の記録管理が適切に行われていなかったことが見受けられる。

そこで、申立期間①について、申立人が所持する国庫金納付書兼領収証書を見ると、昭和42年2月から43年1月までの保険料を同年9月13日に過年度納付していることが確認できる。この納付書は、未納期間を過年度納付するために作成されたものであることを考えると、同年2月及び同年3月の未納期間を含めずに作成することは不自然であり、申立期間①の保険料は納付書が作成される時点で、既に納付が行われていたものとするのが相当である。

次に、申立期間②及び③について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、納付が行われたことを示す検認印は認められない。また、同手帳の昭和44年度の国民年金印紙検認台紙が昭和45年6月に市の検認印で割り印され切り取

られていること、特殊台帳の昭和 48 年度欄を見ると、49 年度及び 50 年度の 2 度に渡って催告が行われていることなどから、当時、申立期間②及び③の保険料は未納であったことが確認できる。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別の読みを含め氏名検索等を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料が過年度納付された痕跡も見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期、納付金額等についての記憶が曖昧であるほか、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年7月から57年3月まで及び同年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から57年3月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで

私は高校を卒業してすぐA地方へ行ったが、20歳になった時、実家で父親が国民年金への加入手続をして、保険料を支払ってくれていた。

結婚後の保険料は、私が集金人に支払っていたが、昭和56年4月にB市へ引っ越してからは、私が納付書により銀行で支払っていた。

父は実直な人で、年金は大切だからこれからずっと続けるようにと言って年金手帳を渡され、私はその後も父の意思に従って、国民年金及び厚生年金保険のいずれかに加入し保険料をすべて支払ってきたのに、私の記録に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、結婚後は自身が集金人に納付するようになり、昭和56年4月にB市へ転居後は、自身が納付書により銀行で納付していたと申し立てている。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、国民年金と厚生年金保険の切替えは的確に行われており、申立期間を除き保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、特殊台帳によると申立期間①については昭和57年に、申立期間②については58年にそれぞれ社会保険事務所が催告を行っていることが確認できる。

加えて、申立人は昭和58年4月26日に、夫が厚生年金保険に加入した57年10月1日にさかのぼって国民年金の加入資格をそれまでの強制加入か

ら任意加入への種別変更の届出を行っていることが確認できる。

この場合、申立人は国民年金の未加入者となることも可能であるが、任意加入に種別変更したことは国民年金保険料を納付する意思があったものと考えられ、申立人の納付意識の高さ等を勘案すれば、申立期間に係る催告を受けて保険料を納付したとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年3月まで
② 昭和63年4月から平成元年3月まで

私が20歳になったときに、母親が国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料の納付については結婚後、夫が夫婦二人分まとめて納付してくれていた。

申立期間①、②について、特に生活上変わったことは無く保険料を納付していたと思っているし、申立期間②については申請免除の手続をした覚えも無い。

納付時期、納付金額、納付場所については覚えていない。

申立期間①、②について、納付記録が無く未納及び申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年7月から平成16年6月までの期間について、申立期間を除き未納期間は無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立期間①についてみると、申立期間の前後の期間は納付済みとなっており、その当時、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間の6か月のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人は昭和61年度の保険料を昭和62年9月3日に過年度納付していることが確認でき、この時点において申立期間の保険料を納付することは可能であり、保険料月額についても昭和61年度の保険料月額より安価となることから、申立期間の保険料について納付しなかったとするのは不自然である。

次に、申立期間②についてみると、申立人が保険料を納付していたと主張す

るこの期間について納付をうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険庁の記録によると申立期間は申請免除の期間と記録されており、その記録管理についても夫婦共にその申請日と処理日が入力されており、記録管理の不備をうかがうことはできない。

また、申立期間の前年度に当たる昭和 62 年度分の保険料は、昭和 63 年 7 月 7 日に催告を受け同年 7 月 27 日に過年度納付されていることが、さらに、免除の申請は同年 7 月 30 日に行われていることが社会保険庁の記録から確認できる。63 年当時の免除承認は、申請のあった基準月に基づくため、7 月中に申請すれば 4 月までさかのぼって免除期間となることから、この時期に免除の申請がなされたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1574

第1 委員会の結論

申立人は、昭和41年3月から42年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年3月まで

昭和41年3月又は同年4月ごろ、自宅で国民年金の集金人と母が話している時に帰宅し、集金人から国民年金のことを聞き、母に国民年金の保険料をかけてほしいと頼んだ。

当時、家族の国民年金の保険料は母がまとめて集金人に支払っており、申立期間について、兄は納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月又は同年4月ごろ、母に国民年金への加入を依頼し、国民年金保険料は、母が家族の保険料と共に集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人は申立期間に当たる13か月間を除き、平成18年2月まで未納期間が無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

次に、申立人の国民年金への加入状況をみると、昭和41年6月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人は母に国民年金への加入を依頼した状況について具体的に陳述しており、昭和41年3月又は同年4月に加入を依頼したとの陳述に不自然さはなく、当時申立人が居住していた市では集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことも確認できることから、同年3月又は同年4月に加入手続が行われ、同年6月に国民年金手帳記号番号が払い出された可能性も否定できない。

さらに、当時同居していた家族のうち、国民年金に加入していた申立人の母及び兄の国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から同年12月まで

昭和47年4月28日にA市役所で46年7月から47年3月までの9か月分の保険料を一括して納付した。窓口の男性職員が46年4月から同年6月までの欄は未加入に付き不要印を、また、47年1月から同年3月までの欄は検認印を押印し、手帳の中央に割印を押してページを切り取り、それを職員の手元に残した後、年金手帳を返却してくれた。

当時、用紙ページの最初と最後の段に押印すれば、市役所としては手間が省けて支払ったことになるのかなと思っていたことをはっきりと記憶している。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の6か月を除き、未納期間が無いことから納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、この年金手帳は昭和47年2月21日に発行され、同年1月から同年3月までの保険料を同年4月28日に納付していることが確認できる。この場合、申立期間についても保険料を納付することが可能であり、3か月分だけ納付して6か月分を納付しないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間に係る保険料の納付の状況を具体的に記憶している上、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から49年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和49年の秋ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、41年10月までさかのぼって保険料を納付したはずである。

また、昭和53年1月から同年3月までの分は、前後の期間納付しており、3か月だけ納めないはずはない。

両申立期間とも未納とされているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を完納していることから納付意識の高さがうかがえる。

そこで、A市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人が昭和49年9月19日に国民年金加入手続を行い、41年10月16日にさかのぼって国民年金強制加入資格を取得していることが確認できる。

また、同名簿の納付記録をみると、申立期間②直前の昭和52年4月から同年12月までの期間の保険料を現年度納付し、直後の53年4月から以降の期間の保険料もすべて現年度納付していることが確認できることから、申立期間②（3か月）のみあえて納付しなかったと考えることは不自然である。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳をみても、申立人へ催告を行った形跡がみられない。

一方、申立期間①についてみると、申立人が国民年金加入手続を行った昭和49年9月は、第2回の特例納付実施期間中であり、申立人は、特例納付制度を活用することにより、未納とされていた41年10月までさかのぼって保険料

納付することが可能であったことが分かる。

しかし、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる家計簿、銀行通帳等の関連資料は無く、申立人が一括納付したと記憶する金額は3万円から4万円であるとしているが、申立期間①の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額は7万2,000円となり、金額に差違が生じており、申立人の記憶はあいまいである。

このほか、申立人が申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年2月及び同年3月

私は、国民年金加入時期及び保険料支払開始時期をはっきり覚えていないが、妻が市役所に国民年金の相談に行ったときに2年分の保険料をさかのぼって支払うことができると聞いてきたので、妻と夫婦二人一緒に2年分の保険料をさかのぼって支払い、以後、市役所から送付されてきた納付書で継続して夫婦二人分の保険料を妻が支払っていた。昭和55年4月からは年金額を増やすため付加保険料も併せて納付書で支払っていた。56年ごろの保険料は、銀行で支払っていたと思う。

国民年金保険料を支払い始めてから60歳になるまで漏れなく支払っているのに、昭和56年2月及び同年3月の2か月分が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加保険の加入手続を行った昭和55年4月から平成16年2月までの国民年金加入期間の保険料について、市の発行した納付書により妻が継続して納付していたと申し立てている。

そこで、A市の被保険者名簿をみると、申立人及び申立人の妻は、昭和55年4月30日に付加保険の加入手続を行ったことが確認でき、同年同月以降申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を完納していることから納付意識が高いと考えられる。

また、A市は、申立期間当時、年度当初に3か月単位の納付書を発行しており、2か月の未納が生じることは不自然である。

さらに、同市では昭和55年度から56年度にかけて年金記録の電算化移行処

理が行われており、何らかの事務的過誤が生じ、記録が失われた可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和18年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和56年2月及び同年3月

私は、国民年金加入時期及び保険料支払開始時期をはっきり覚えていないが、市役所に国民年金の相談に行ったときに2年分の保険料をさかのぼって支払うことができると聞いたので、夫と一緒に夫婦二人で2年分の保険料をさかのぼって支払い、以後、市役所から送付されてきた納付書で継続して夫婦二人分の保険料を支払っていた。昭和55年4月からは年金額を増やすため付加保険料も併せて納付書で支払っていた。56年ごろの保険料は、銀行で支払っていたと思う。

国民年金保険料を支払い始めてから60歳になるまで漏れなく支払っているのに、昭和56年2月及び同年3月の2か月分が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加保険の加入手続を行った昭和55年4月から60歳に到達した平成15年1月までの国民年金加入期間の保険料について、市の発行した納付書により継続して納付していたと申し立てている。

そこで、A市の被保険者名簿をみると、申立人及び申立人の夫は、昭和55年4月30日に付加保険の加入手続を行ったことが確認でき、同年同月以降申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を完納していることから納付意識が高いと考えられる。

また、A市は、申立期間当時、年度当初に3か月単位の納付書を発行しており、2か月の未納が生じることは不自然である。

さらに、同市では昭和55年度から56年度にかけて年金記録の電算化移行処

理が行われており、何らかの事務的過誤が生じ、記録が失われた可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年9月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から39年9月まで

A市に転居してB業を始めたころ、私はA市役所に行き、国民年金の加入手続をし、集金人に漏れなく国民年金保険料を納付してきた。加入時に発行された国民年金手帳に、加入時以降の保険料を納付したことが記録されているはずであるが、この時の年金手帳は加入後間も無い昭和39年11月に紛失した。

現在所持している再交付された年金手帳には当時の納付記録は記されていないが、納付したのは間違いないので加入当初の昭和38年9月から39年9月までが未納とされているのは納付できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の13か月間を除き、平成15年9月に資格を喪失するまでの38年11か月間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入の際に、国民年金被保険者資格の取得時から加入手続時までの保険料をまとめて納付しており、これ以降の保険料は3か月に一度の頻度で集金人に納付したと申し立てしているところ、A市では当時、集金人による3か月に一度の集金が行われていた上、加入手続時に未納となっていた保険料のうち、現年度分については窓口で収納し、過年度分については納付を希望する者に対して、過年度納付書を発行し金融機関で納付できるよう便宜を図っていたことが確認されるなど、申立人の保険料納付に関する陳述は当時の状況と符合する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月に払い出され、国民年金被保険者資格を38年9月にさかのぼって取得していることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間のうち、39年4月以降の保険料は現年度納付、また、同年3月以前の保険料は過年度納付することがいずれも可能であり、納付意識が高いと考えられる申立人が申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私は、子が乳児だったころ、夫と一緒に夫婦二人で国民年金に加入し、その後、集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料については、納付書によって夫婦二人分の保険料をまとめて自宅近くの金融機関で納付した記憶がある。

私たち夫婦は、いつも同じ期間の保険料を同じ日に納付してきたのに、申立期間の保険料が夫は納付済みとされているにもかかわらず、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和43年4月から平成13年3月までの国民年金保険料を完納しており、また、申立人が保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫は、申立期間を含む昭和40年4月から平成4年7月までの保険料を完納しており、申立人とその夫の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、夫と一緒に夫婦二人で国民年金に加入し、いつも同じ期間の保険料を同じ日に納付してきたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月に夫と連番で払い出されており、申立人とその夫の国民年金手帳を見ると、納付日が確認できる同年4月から48年3月まで、夫婦同一日に保険料を納付していることが確認でき、申立内容と符合している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、納付書によって夫婦二人分の保険料をまとめて自宅近くの金融機関で納付したと申し立てしているところ、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

加えて、申立人は、申立人の夫の昭和40年度から43年度までの納付書・領収証書を4枚保管しており、すべて昭和44年4月7日の領収印が押されている。一方、申立人の昭和43年度の保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意識が高い申立人が、昭和44年4月7日に、夫の昭和40年度から43年度までの保険料を納付しながら、自分の分については同年度分のみ納付し、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのはいかにも不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成7年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、年金記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から同年10月まで

平成7年8月21日に、それまで勤務していた会社が倒産したので、同年10月ごろ、市役所で妻と一緒に夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、私が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

当時の家計簿を見ても、平成7年10月に私の国民年金保険料3万5,100円と妻の同額の保険料を納付したことが記録されており、また、預金通帳に3万5,100円を引き出した記録も残っている。

申立期間について、妻の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年10月ごろ、市役所で妻と一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、申立人の妻の社会保険庁の記録を見ると、同年10月26日付けで第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続がなされており、申立期間における妻の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、平成7年当時の家計簿を保有しており、申立期間の国民年金保険料については、10月の社会保険費として「厚生年金8、9、10月分 3万5,100円」と記載されているほか、申立人の妻の保険料についても、「厚生年金、*、1か月1万1,700円、8、9、10月分済、別途」との記録が残されている。

さらに、申立期間の国民年金保険料額は3万5,100円（1万1,700円×3か月）であり、当時の制度状況に合致しているほか、申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

結婚後、当時は、A市で暮らしており、保険料は納付書に現金を添えて、主に金融機関を利用して、私が定期的に納付していた。

しかし記録では、昭和57年4月から58年3月までの期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、昭和53年8月22日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認でき、その際、38年8月にさかのぼって資格を取得していることが、特殊台帳の記録から確認できる。この点については、当時、申立人は厚生年金保険に加入していたため、正しくは、44年5月に資格を取得とされるべきであったが、市では、厚生年金保険の加入履歴を把握しておらず、20歳からの強制加入と認識していたものと考えられる。

また、申立人の納付記録をみると、加入手続がなされた昭和53年度分から納付を開始し、昭和59年4月に厚生年金保険へ切り替わるまでの72か月のうち、申立期間を除く60か月分の保険料は納付済みとなっている。

これらの点を踏まえると、申立人は、受給権確保の観点から、市による加入勧奨を受け、昭和53年8月に手帳記号番号の払出しを受けたものと考えられ、申立期間当時は、年金受給を目指した納付意識を有していたものと推定できる。

さらに、特殊台帳の記録では、昭和58年度に申立期間について催告された形跡が認められるものの、この点については、①申立期間前の昭和55年1月からの3か月分について、納付勧奨に応じ、過年度納付している、②当時は年金受給を目指した納付意識を有していたものと推定できる点を踏まえると、こ

の納付勧奨を見過ごすとは考え難く、申立期間について過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和60年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年7月まで

退職後の昭和50年11月に、国民年金の加入手続をし、保険料は、主に金融機関を利用して定期的に納付していた。なお、当時は、A市でB社を営んでおり、年金のことは妻に任せていた。

しかし記録では、昭和60年4月から同年7月までの期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、国民年金加入期間117か月のうち、申立期間を除く113か月は納付済みであり、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間について、昭和61年12月に催告されていることが電算記録から確認できる一方、申立期間直前の3か月分については、過年度納付していることが、特殊台帳の記録から確認できる。この点を踏まえ、当時の申立人の納付意識の高さを鑑みれば、この納付勸奨を見過ぐすとは考え難く、申立期間についても過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和52年12月から53年3月まで

昭和35年当時、自営で夫と共にA店を営んでおり、顧問税理士より国民年金制度が36年4月から始まることを教えてもらい、また、夫が明治生まれで夫婦の年齢差が大きいところもあり、私の老後のことを考えた場合、国民年金に加入しておいた方がよいとのアドバイスを受けました。また、当時住まいの町会役員の方にも加入しておいた方が得と勧められ、35年10月に町会役員の方に加入手続をしてもらいました。

加入初年度の1年間の保険料は、町内会で徴収し市に納めていました。私も町会役員の方に資格の取得手続をした昭和35年10月に1年分の保険料を前払いし納めました。私はB会役員をしておりましたし、商売人の性格上、加入スタートの年の保険料を納めないことは考えられません。また、C市に移住後も欠かさず年金の支払いは行ってきました。

国民年金に加入当初から将来の老後の生活の糧として保険料を欠かさず納めて参りましたが、記録では、① 昭和36年4月から37年3月までの分 ② 52年12月から53年3月までの分が未納とされており、疑問であり、納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は制度発足当初より国民年金に加入して以来欠かさず保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立期間②についてみると、申立期間①以降の国民年金加入期間231か月のうち、この期間を除く227か月間は納付済みであり、納付意識の

高さがうかがえる。また、申立人が所持する年金手帳及び領収書を基に、この期間を挟んだ前後の納付記録をみると、定期的に現年度納付していることが確認できる。

さらに、この期間が未納であれば作成されるべき申立人の特殊台帳は、作成されていない。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、この期間についても現年度納付していたと考えるのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人が当時居住していたD市では、制度発足初年度の昭和36年当時、納付組織による集金での国民年金保険料徴収制度及び徴収員による保険料徴収・検認制度が存在しなかったことが、市の広報誌及び各種規則より確認できる。この場合、制度発足初年度の1年間分の保険料を、町内会で徴収し市に納めたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、昭和35年10月に36年4月から37年3月までの分の保険料を現金による前納にて納付したとする申立人の陳述についてみると、保険料徴収事務の開始は36年4月からであり、制度上、この時点では保険料の収納は出来ない時期に当たっている。

さらに、制度発足初年度の現金による前納制度では、前納開始月を基準とする年単位での取扱いが行われていたことから、申立人の手帳記号番号の払出処理月である昭和36年6月の時点では、申立期間のうち、同年4月分及び同年5月分の保険料は前納による納付はできない期間になっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認する為、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年2月及び同年3月、並びに45年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月及び同年3月
② 昭和45年10月から同年12月まで

私は、実家のA県B市で20歳になった。そのころ民生委員で集金人をしていて人に勧められて国民年金に加入し、以降は既に参加していた母と共にその集金人に保険料を納付してきた。B市では集金人に納付していたが、結婚してからは夫の仕事の関係で住所を何度か異動したので、行く先の役所で保険料を納めるようになった。

夫のC県での仕事が終わり、D県に仕事を求めて転居する際の昭和45年の暮れ、新居では不安があったので予め保険料を納めておこうと若い二人の娘を連れてE市へ行き、その年の12月分までの保険料を納付した。そのとき、1回の掛け金が(3か月分)1,000円を超えて高くなったと思った記憶がある。

上記期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になったころ国民年金に加入し、保険料は、申立人の母親の保険料と共に集金人に納付してきたと申し立てているところ、申立人の母親は、申立期間①を含めて保険料を完納している。

また、申立人の所持するB市の国民年金保険料納入記録カードの備考欄に「46.1～3迄納入済」「39.2～全納済」の記載が確認できる。申立人は、この記載は、申立人が昭和47年1月にB市に再転入した際に、当時の集金人が申立人の納付状況を確認の上で記載したものであると陳述しているが、当該カードの納付記録とB市の被保険者名簿の記録が一致することから、陳述内容に

特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳をみると、申立期間①のほか、昭和40年1月から同年3月までの期間及び41年1月から同年3月までの期間について、いずれも検認欄に検認印が無いことが確認できるが、社会保険庁の納付記録では、申立期間①を除き納付済みとなっている。また、申立人は、当該期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの保険料に係る社会保険事務所の領収証書（同年4月26日に現年度納付）を所持していることから、申立期間①を含むほかの期間についても、社会保険事務所の納付書により納付したものと考えても不自然ではない。

申立期間②について、申立人は、転居間近の昭和45年の暮れに予め転居前のE市役所で保険料を納付したと申し立てているが、47年6月19日にE市へ再転入する際にも、その直前の同年6月15日に転出前のB市において、同年1月から同年6月までの保険料を納付していることが同市の被保険者名簿等しんぴようせいにより確認できることから、その申立内容に信憑性がうかがえる。

また、申立人は、申立期間②の保険料を3か月で1,000円を超える金額であったと思うとしているところ、昭和45年7月から、それまで月額250円であったものが月額450円に改訂され、3か月で1,350円となりほぼ一致している。

さらに、特殊台帳の記録をみると、申立期間②の3か月後である昭和46年4月から同年12月までの期間については、当初未納と記録されていたものが、後に納付済みに訂正されたこととともに、昭和47年度においては、当初全未納と記録されていたものが、そのうちの昭和47年7月から48年3月までの期間が納付済みに訂正されたことが確認できるほか、残る同年4月から同年6月までの期間については、平成19年9月になって、申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金保険料納入記録カードの検認記録を根拠として納付済みに記録訂正されるなど、申立人の納付に係る記録誤りが目立つ。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成6年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年6月まで

私は、独立するため、平成5年12月に退職し、市役所で国民年金の手続をした。また、年金保険料の支払い忘れは、将来の年金額に影響すると思い、退職後の平成5年12月から4か月分の保険料を6年4月に支払ったと思う。

その後、口座振替の手続を行ったときに上記期間の保険料を近くの郵便局で納めたのに、未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納し、厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、前後の保険料は納付済みである。

さらに、納付記録をみると、平成6年4月に5年12月から6年3月までの4か月分の保険料を納付していることが確認できるほか、同年7月分以後の納付日が毎月26日前後であることから、申立人はこの時期から口座振替を開始したものと考えられ、申立内容に不自然な点は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成6年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から7年3月まで

私は、独立するため、平成5年10月に退職し、市役所で国民年金の手続を行い、以後保険料を納付してきた。昭和55年10月から56年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は、55年8月から学生として収入もなく厳しい状況であったので、未納にされていることは知っている。

しかし、申立期間については、事務所を始めて間が無く、年金保険料を掛けなければならないと思っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月以降の保険料については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間は10か月と短期間である上、前後の保険料も納付済みである。

さらに、申立人の納付状況を見ると、口座振替に切り替えた平成9年度までは、数回に分けてではあるが、すべて現年度においてまとめ払いを行っており、申立期間のみ納め忘れがあったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年12月まで
② 昭和45年7月から51年6月まで
③ 昭和56年1月

独身時代、実家のあるA県B市に住民票を置いたままC県で仕事をしていた。厚生年金保険の被保険者期間と一部重複するが、母親がA県B市で国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、昭和40年10月から41年12月までの保険料が未納とされていることは納得できない(申立期間①)。

また、昭和45年7月から51年6月までの保険料が未納とされているが、当時、夫の給料が支給される都度、私自身が市役所で保険料を納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていたので、納得できない(申立期間②)。

さらに、昭和56年1月の保険料が未納とされているが、市役所の窓口で納付書により夫婦二人分の保険料を私自身が納付していたので、納得できない(申立期間③)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号は昭和42年8月ごろにA県B市を管轄する社会保険事務所で払い出されており、申立人は、この手帳記号番号により、厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の同年1月11日に国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが、社会保険事務所の特殊台帳及びB市の被保険者名簿により確認できる。このため、申立期間①は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料の納付に参与し

ておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡しており、申立期間①の保険料の納付状況等は不明である。

申立期間②については、申立人の被保険者資格に係る記録をみると、申立人は昭和45年11月12日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後、51年7月1日に強制加入被保険者資格を取得していることが特殊台帳の記録により確認できることから、申立期間②のうち45年11月から51年6月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

次に、申立期間③については、申立期間直後の昭和56年2月から申立人の元夫が厚生年金保険に加入しているなど、申立人の生活状況に変化がみられる上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫の保険料も未納とされている。

また、申立期間①、申立期間②のうち、昭和45年11月から51年6月までの期間及び申立期間③については、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②のうち、任意加入被保険者資格を喪失する以前の昭和45年7月から同年10月までの期間については、4か月と短期間である上、申立人は、42年1月から43年3月までの強制加入期間及び被保険者種別が任意加入に切り替わった同年4月から申立期間直前の45年6月までの保険料をすべて納付しており、この期間当時の申立人の住所や申立人の元夫の仕事に変化は無く、申立人の生活状況に変化はみられないことから、申立人が同年7月から同年10月までの保険料も引き続き納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、保険料を納付できた期間はすべて納付しているはずである。

申立期間当時、3か月ごとに保険料の集金に来ていたA市の集金人に妻が夫婦二人分の保険料を納付しており、申立期間前後の保険料も納付済みであるので、申立期間の6か月の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3か月ごとに保険料の集金に来ていたA市の集金人に申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付状況をみると、申立人の保険料は、申立期間を除き、昭和44年4月から平成10年2月まですべて納付されている上、申立人の妻の保険料も、昭和44年4月から平成14年1月まですべて納付済みとなっており、申立人及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、A市では、集金人が保険料を集金しており、申立内容と符合する。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は納付済みであり、納付意識が高い申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

加えて、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻は、当

初、申立期間直前の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの保険料が未納とされていたが、同期間については、申立人の妻が所持する国民年金手帳の検認記録により納付の事実が確認されたため、平成 19 年 10 月 11 日に納付済みに訂正されており、社会保険事務所の記録管理が不適切であった事実もある。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、保険料を納付できた期間はすべて納付しているはずである。

申立期間当時、3か月ごとに保険料の集金に来ていたA市の集金人に私自身が夫婦二人分の保険料を納付しており、申立期間前後の保険料も納付済みであるので、申立期間の6か月の保険料だけが未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3か月ごとに保険料の集金に来ていたA市の集金人に申立人自身が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付状況をみると、申立人の保険料は、申立期間を除き、昭和44年4月から平成14年1月まですべて納付済みである上、申立人の夫の保険料も、申立期間を除き、昭和44年4月から平成10年2月まですべて納付されており、申立人及びその夫の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、A市では、集金人が保険料を集金しており、申立内容と符合する。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は納付済みであり、納付意識が高い申立人が申立期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

加えて、申立人は、当初、申立期間直前の昭和45年7月から同年9月までの保険料が未納とされていたが、同期間については、申立人が所持する国民年

金手帳の検認記録により納付の事実が確認されたため、平成19年10月11日に納付済みに訂正されており、社会保険事務所の記録管理が不適切であった事実もある。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 17 日から 32 年 7 月 21 日まで
② 昭和 33 年 7 月 15 日から 36 年 5 月 26 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 2 日から 38 年 12 月 25 日まで

10 年ほど前に銀行の年金相談で、厚生年金保険加入期間の照会をしてもらった時に昭和 29 年 3 月 17 日から 38 年 12 月 25 日までの間に勤務した 3 社の厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みであることを知った。

昨今の年金問題の折、再度、社会保険事務所で厚生年金保険加入期間の照会をしたところ、脱退手当金支給済みであるとの回答であった。

脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている、

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 40 年 8 月 26 日に支給決定されていることが確認でき、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 39 年 2 月 7 日に婚姻し改姓しているが、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④のうち、昭和57年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を58年1月1日に訂正し、57年12月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和57年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月1日から44年2月まで
② 昭和44年3月から45年1月まで
③ 昭和45年2月から52年7月1日まで
④ 昭和57年12月31日から平成2年8月まで

私は、申立期間①はB社あるいはC社で、申立期間②はD社で、申立期間③及び④はA社で勤務していた。

ところが、社会保険庁の記録によると、申立期間①はB社あるいはC社で継続して勤務していたはずであるのに、多少名前に聞き覚えのある7事業所で別々に勤務していたことにされているが、これらの各事業所へはB社あるいはC社からの出向という形で勤務していたはずであるから、未加入期間は無いはずである。

また、申立期間②については厚生年金保険被保険者記録が全く無く、さらに、申立期間③及び④については昭和45年2月から平成2年8月までずっと勤務していたはずであるが、昭和52年7月1日から57年12月31日までしか記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社において申立期間④の期間も継続して勤務していたと申し立てているところ、当時在職していた複数の同僚から「私は昭和63年7月末まで同社で勤務していたが、私の方が申立人より先に退社した。ほかの同僚から申立人は62年8月ごろに同社を退社したと聞いた。」との陳述が得られたことから、申立人の退職時期は定かでないものの、57年12月31

日以降も同社に在職していたことが推定される。

しかし、同社の事業所別被保険者名簿をみると、20名の被保険者のうち、申立人を含む14名の者が昭和57年12月31日付けで被保険者資格を喪失しており、このことについて複数の同僚から「昭和57年10月ごろに、事業主の息子から、会社が経営不振で社会保険料が支払えないため、社会保険の資格を喪失させる旨の事前説明と同時に退職勧奨も行われたので、ほとんどの社員が同年12月31日付けで資格を喪失したはずであり、資格喪失後も勤務は続けていたが保険料控除は無かった。」との陳述が得られた。

ところで、申立人提出の給与支払明細書は、その形状、書式等が同僚の陳述内容と一致していることから、当時、同社が発行した給与支払明細書であると認められるところ、昭和57年12月分及び58年1月分の給与支払明細書をみると、両月とも厚生年金保険料の所定額が控除されていることが確認できるが、当該控除額が当月控除に係るものか、翌月控除に係るものかについては、事業所及び同僚からも、これを明らかとする陳述等は得られなかったものの、上記のとおり、従業員に対し、事前に経営不振のため資格を喪失させる旨の説明を行い、退職勧奨まで行っていた事業所が資格を喪失した翌月の1月分の保険料を控除していたとは考え難く、同年1月分の給与支払明細書において控除されている保険料は、57年12月分(翌月控除)に係るものと考えるのが相当であり、また、同年12月分の保険料控除が事務過誤であったとして、後日、事業所から返還されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間④のうち、昭和57年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間④のうち、昭和58年1月1日から平成2年8月までの期間については、上記のとおり昭和58年1月分の保険料を控除していたとは考え難く、その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和57年12月に係る標準報酬月額については、同年10月の社会保険庁の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の昭和57年12月分に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に故人となっているため陳述を得られなかったものの、仮に、事業主が58年1月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、これを社会保険事務所が57年12月31日と誤って記録したとは考え難いこと、また、当時、事業主は経営不振のため被保険者資格を喪失させる旨の意思を表明し、現に申立人と同じく同日付けで資格を喪失している者が多数みられることなどから、事業主は同年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る57年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立人は、同社には昭和45年2月ごろに入社し、申立期間③の期間中は同社に在職していたことから、被保険者期間であったはずと申し立てているところ、申立人提出の永年勤続表彰状をみると、申立人は50年2月及び55年2月に、それぞれ勤続5年と勤続10年の表彰状を授与されていることが確認できることから、申立てのとおり、45年2月ごろから同社に在籍していたことが推認される。

しかし、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、申立期間後の昭和52年7月1日であり、申立人も同日付けで資格を取得しており、当該新規適用日の前に当たる申立期間当時に給与から社会保険料が控除されていたか否かについては、その当時在職していた同僚からは、同社の新規適用日前に保険料控除は無かったとの回答があったほか、当時の事業主の息子からも、新規適用日前に社会保険料を給与から控除することは無かったはずであるとの陳述が得られた。

また、社会保険庁の記録をみると、申立期間とほぼ重なる昭和45年4月から52年3月までは国民年金の申請免除期間となっていることが確認でき、申立人は免除申請を行った記憶は無いとしているものの、その国民年金手帳記号番号は、姓名の読み方がEと訓読みになっているものの、免除申請時に記載の住所が申立人の当時の住所と一致していること等から、当該国民年金の申請免除記録は、申立人の記録であると考えられる。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらず、その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立人は、申立期間①の期間は、ずっとF市にあったB社あるいはC社で勤務しており、当該事業所に在籍のまま出向という形でG社、H社、I社、J社及びK社で勤務していたと申し立てているところ、申立人の被保険者記録が確認できるB社の所在地はF市となっているほか、当該事業所の代表取締役(故人)の実弟で、かつ、申立人がその後に勤務し被保険者資格も取得しているM社の代表取締役によると、これらの事業所とB社又はM社とは全く関係の無い会社であり、申立人の当社での在籍は、年金記録にあるとおり、約半年間に過ぎず、出向ということは無いとの陳述が得られた。

このことは、社会保険庁の記録をみると、申立人は、上記のG社等の事業所ごとに被保険者資格を取得していることと符合するほか、これらの事業所のいずれの同僚等からも、B社又はM社とは関係が無いとか、そのような会社名は聞いたことも無いなどとの陳述が得られたことからうかが

われる。

なお、申立人は、これらの事業所間で転職を繰り返しており、その転職に伴い未加入となっている空白期間があることから、これら空白期間における被保険者資格の有無についても、念のため確認調査を行ったが、これら事業所のいずれの同僚等からも、申立人が空白期間中も被保険者であったことをうかがわせるような陳述は得られなかった。

次に、申立人は申立期間②においてF市にあったD社で勤務していたと申し立てていることから、商業登記簿及び社会保険庁の記録において、F市内において唯一該当するとみられる事業所(D社、現在は、N社)を検索し確認の上、同社に照会を行った。

しかし、同社では、申立期間に当たる昭和44年ごろには事業を営んでいたものの、申立人主張のF市では事業を行ったことがないこと、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間のずっと後の50年7月1日であること、さらに、同社では、申立人のことは知らないと陳述しているなど、同社が申立人主張の事業所であるか否かについては定かにならなかったことから、申立人に事業所所在地、業務内容、事業主名、同僚の氏名、勤務実態等について照会したものの、回答を得られなかったため、事業所を特定し、当時の状況を明らかとすることはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年1月及び同年2月は5万2,000円、同年3月から同年9月までは6万円、同年10月から48年2月までは6万4,000円、同年3月から同年6月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月12日から48年7月2日まで
私は、A社で勤務していたときに、関連会社であるB社に異動することを指示されて期間を空けずに継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における在職状況については、申立期間中におけるA社の専務（総務担当）及びA社とグループ企業のB社において被保険者資格を持つ複数の同僚の陳述から、申立期間も正社員として継続してこれらグループ企業に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社からB社へ申立人よりも半年早く異動している同僚からは、「当時、B社は経営基盤が脆弱で、申立人は、申立期間中はB社で勤務していたものの、申立人の雇用上の所属は前勤務先のままで変わっておらず、給与支払い及び給与からの保険料控除についても前勤務先のA社で引き続き行っていた。」との陳述が得られたことから、社会保険事務所の記録では、A社における資格喪失日は昭和47年1月12日、B社における資格取得日は48年7月2日となっていることに関し、何らかの事情により申立人のこれら被保険者資格の得喪手続において事務上の過誤があったものと考えられる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、B社において、申立人と

同年齢の同僚の標準報酬月額から昭和47年1月及び同年2月は5万2,000円、同年3月から同年9月までは6万円、同年10月から48年2月までは6万4,000円、同年3月から同年6月までは7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険庁の記録と同様に雇用保険の記録も昭和47年1月11日に離職となっており一致していること及び仮に申立期間中も被保険者資格が継続していた場合には、その後、報酬月額算定基礎届も提出されているところ、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることなどから、事業主は、同年1月12日を資格喪失日として届け出、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月1日から46年1月4日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を42年7月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から43年4月までは4万5,000円、同年5月から45年12月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月1日から33年10月30日まで
② 昭和42年7月1日から46年1月4日まで

私は、B社に同社の得意先であったC社の重役の紹介で入社し、昭和32年7月1日から33年10月30日まで勤務していた。

また、昭和39年2月10日にA社D出張所に入社し、平成17年8月28日に退職するまで、同社で継続して勤務していたのに、E社において昭和39年2月10日から42年7月1日まで厚生年金保険の加入期間があり、その後、46年1月4日にA社で資格を取得するまでの期間が未加入期間とされている。

これら申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②においてA社D出張所で勤務していたと申し立てているところ、同社取締役総務部長からは、「私は、昭和36年に入社し現在に至るが、申立人が当社において39年の入社時から平成17年の退社時まで正社員として継続して勤務していたことは確かである。なぜ、申立人の被保険者記録が当初はグループ企業であるE社で資格を取得され、その後、A社で資格を取得となっているものの、申立期間が空白期間となっている理由は分からないが、両社はグループ企業で、両社の給与事務や社会保険の諸手続事務は一括して処理していたことから、申立期間中の保険料控除も継続して行っていたと考えられる。」旨の陳述が得られたことから、

申立人は申立期間②の期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、同年代の同僚の記録から、昭和42年7月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から43年4月までは4万5,000円、同年5月から45年12月までは6万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、仮に申立期間②について昭和42年7月1日付けの資格取得届が提出されている場合には、その後、毎年の報酬月額の算定基礎届も複数回提出されているところ、社会保険事務所が、これらのいずれの機会においても記録漏れに気づかず、記録しなかったとは考え難いことから、事業主が、46年1月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年7月から45年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①については、申立人はB社（現在は、F社）に同社の得意先であったC社の重役の紹介で入社したと申し立てているほか、当時の同僚や取引先について、具体的かつ詳細な陳述を行っており、その内容は当時の同僚の陳述や事業所別被保険者名簿の記録と符合していることなどから、申立人が同社に在職していたことは認められる。

しかし、同社からは、「申立人の在籍を確認できる資料は残っておらず、また、昭和33年7月提出の標準報酬月額の算定基礎届には、申立人の氏名は記載されていない。」との回答があり、同社から提出された同年分被保険者標準報酬決定通知書（同年7月26日に受付）を見ても申立人の被保険者記録は確認できず、このことは社会保険事務所の記録と符合している。

また、当時の同僚6人に照会し3人から回答があったものの、申立期間中における申立人の在職について記憶している者はおらず、また、申立人の2歳年長の同僚からは、「当時、私は中学を卒業した少し後ぐらいから同社で勤務していたと思う。私の資格取得日が昭和31年1月であることから、厚生年金保険に加入したのは入社後1年程度した後であったと思う。」との陳述が得られ、当時、同社では、入社後すぐには厚生年金保険の資格取得手続が行われなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人にも当時の保険料控除に関する具体的な記憶は無く、当時、保険証を持っていたはずであるとの陳述があるものの、申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月27日から同年12月1日まで

私は、A社で昭和39年11月5日から48年8月1日まで1日も途切れることなく勤務していた。46年11月27日に同社B支社から本社へ転勤となったが、同社B支社での資格喪失日が同年11月27日で、本社での資格取得日が同年12月1日とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、雇用保険の記録（昭和39年11月5日に資格を取得、48年7月31日に離職）及び同僚等の陳述から申立期間を含め継続して勤務していたことが確認でき、このことから、厚生年金保険料についても継続して給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間当時取締役であった上司からは、「申立人の給料はB支社勤務のときも本社で経理し、本社から支給していたと思う。」との陳述が得られた。

さらに、当時の経理担当者からは、「申立人の申立期間に係る保険料は控除されていたと思う。」との陳述が得られた。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は昭和50年7月1日に全喪しており、当時の事業主及び総務部長も故人となっていることから明らかでなく、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和19年4月7日、資格喪失日に係る記録を21年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年4月から20年3月までは40円、同年4月から21年3月までは80円、同年4月及び同年5月については360円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 7 日から 21 年 6 月 1 日まで

私は、昭和19年4月7日から21年5月末までA社B支社にC業務従事者として勤務していた。当時の国民労務手帳、徴用告知書等から間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社B支社での在籍については、申立人所持の国民労務手帳の記載内容から認められ、その在籍期間については、勤務開始日が昭和19年4月7日と確認できる上、退職日については、当該手帳の解用の日欄が空白となっているため不明であるものの、国民労務手帳法が21年1月10日に廃止されたことに伴って未記入となったものと考えられることから、同日以降に退職したと考えるのが相当であり、申立内容と符合する。

また、申立人が当時の上司・同僚であったと申し立てている者は、いずれも当該事業所において厚生年金保険法が適用された昭和17年1月1日付けで資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、必要なものは控除されていたと思うとしており、当該事業所において被保険者記録のある同僚とは同じ労働条件、勤務形態であったと申し立てている上、A社から名称変更したD社において代表取締役であった者からは、当

時、労働条件の違いにより厚生年金保険に未加入とするような扱いは無かったと聞いている旨の陳述が得られた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同世代の同僚の標準報酬月額から、昭和19年4月から20年3月までは40円、同年4月から21年3月までは80円、同年4月及び同年5月については360円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は現存せず、当時の事業主も不明のため確認することができないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年4月から21年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 2 日まで
② 昭和 42 年 3 月 3 日から同年 8 月 11 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 11 日まで

「ねんきん特別便」で脱退手当金を受給していることが分かったが、受け取った記憶が無い。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 44 年 12 月 26 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 43 年 * 月 * 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から43年3月15日まで

私は、昭和38年3月1日に妻の兄が経営していたB社に入社した。その後、同社の社長の弟が経営していたA社のC支社が新設されたことに伴い、B社からA社のC支社の工場長として移籍出向することになった。それにもかかわらず、A社での在職期間に係る厚生年金保険被保険者期間の記録が4か月間の空白期間とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社に在籍していたことについては同僚の陳述から推認できる。

また、申立人とほぼ同時期にB社からA社に移籍出向した同僚にも被保険者期間に空白（昭和41年4月30日から同年8月17日まで）がみられるが、同人は同期間に係る給与明細書を所持しており、当該期間も厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同明細書に記載された保険料控除額は当時の標準報酬月額からみて妥当な金額であることが確認できる。

これらの事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

そして、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年7月1日まで

私は、平成9年4月1日からB社で勤務しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年7月1日とされている。申立期間の給与明細書にも社会保険料控除の記載があるので、厚生年金保険の被保険者加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に在職していたことは、雇用保険の記録及びC社健康保険組合の被保険者情報により確認できる。

そこで、社会保険事務所のオンライン記録をみると、平成11年11月5日に、申立人の資格取得日の記録が9年4月1日から同年7月1日に訂正され、同時に同年10月及び10年10月の定時改定時の標準報酬月額も訂正されていることが確認でき、当時、事業主が申立人に係る資格取得日の訂正届を社会保険事務所に対して行ったものと考えられる。

ところで、申立人が所持する平成9年4月分及び同年5月分の給与明細書からは厚生年金保険料及び健康保険料の控除が確認できるとともに、事業主から当該保険料を還付されたことをうかがわせる事情等もみられない。

これらの事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年6月1日から同年7月1日までの期間については、同年6月分の給与明細書では保険料控除を確認することがで

きないほか、申立てに係る事実を確認できる事情等は見当たらないことから、その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、平成9年4月及び同年5月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人が平成9年4月1日に健康保険組合の被保険者資格を取得していることから、資格取得日を訂正する旨の届出を行うことは考えられず申立期間の保険料は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はみられないこと、また、事業主からの届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所が資格取得日の記録を訂正することは考え難いことから、社会保険事務所は当初、申立人に係る申立期間の保険料について納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当、又は保険料を還付したものと考えられ、事業主は同年4月及び同年5月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月16日から37年3月1日まで

私は、昭和36年11月からA社に事務補助員として日給制で勤務していた。その後、37年になって36年11月16日付けまでさかのぼって月給制の臨時補充員の発令があった。その際、同年11月16日から実際の発令があった日までの税金や社会保険料をまとめて天引きされ給与の差額支給を受けた。それにもかかわらず、4か月間の空白期間があるのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社に臨時補充員として在籍していたことは、申立人の最終勤務地であったB社が昭和36年11月16日付けで臨時補充員として発令されていたことを証明していることから確認できる。また、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、同僚も発令日にさかのぼって給与から厚生年金保険料を控除されていたと陳述していること、及び同事業所の被保険者名簿では35年4月に34年11月25日まで資格取得日をさかのぼって届け出られている事例が確認できることから、申立人についても臨時補充員として発令のあった36年11月以降については給与から厚生年金保険料の控除があったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年3月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 2778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月27日から同年9月1日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月27日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年7月1日まで
② 昭和43年1月27日から44年7月1日まで
③ 昭和45年3月27日から46年1月1日まで
④ 昭和42年10月から45年9月1日まで
⑤ 昭和47年2月から同年4月1日まで
⑥ 昭和49年3月1日から50年3月1日まで
⑦ 昭和51年5月2日から53年3月1日まで
⑧ 昭和60年1月から62年3月1日まで

B社に4年ほど勤めていたのに、6か月しか厚生年金保険の記録が無い(申立期間①、②)。A社に1年ほど勤めていたのに、6か月しか厚生年金保険の記録が無い(申立期間③)。C社D店に4年ほど勤めていたのに、7か月しか厚生年金保険の記録が無い(申立期間④)。C社E店に1年半ほど勤めていたのに、10か月しか厚生年金保険の記録が無い(申立期間⑤)。F社に1年ほど勤めていたのに、厚生年金保険の記録が無い(申立期間⑥)。G社に4年ほど勤めていたのに、厚生年金保険の記録が10か月しか無い(申立期間⑦)。H社に4年ほど勤めていたのに、厚生年金保険の記録が22か月しか無い(申立期間⑧)。

以上の期間において、給与から社会保険料、失業保険、所得税、住民税を天引きされていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③の昭和45年3月27日に A社 I支店から同社 J本店に転勤したことは、本店の人手が足りないことから申立人が I から J に転勤したとの当時の I 支店長の陳述により認められる。また、同一企業の事業所間異動であることから引き続き給与から保険料の控除があったものと認められる。

そこで、A社（J本店）の被保険者名簿をみると、同社の継続会社であるC社が新規適用となった昭和45年9月1日付けで、事業主を含めたA社の被保険者16人中15人が資格を喪失していることが確認できる。また、この15人は同日付けでC社において被保険者資格を取得しており、申立人も同時に被保険者資格を取得している。

これらの事情も含めて総合的に判断すると、申立人が昭和45年3月27日にA社 I支店から同社 J本店に転勤し、同年9月1日にC社で被保険者資格を取得するまでの間はA社で社会保険が適用されるべきであったと考えるのが相当である。

一方、申立期間③のうち、昭和45年9月1日から46年1月1日までの間については、C社の被保険者期間となっていることから、A社の被保険者と認めることはできない。

次に、申立期間①について、申立人は昭和41年10月から42年7月1日までB社に勤務していたと申し立てているところ、申立期間に在職していた同僚に申立人を記憶している者は見当たらず、申立期間①における在職を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②について、B社の事業所別被保険者名簿をみると、昭和43年1月27日の資格の喪失に伴い申立人から健康保険証が返納されたことを示す「証返」の押印が確認できるほか、健康保険被保険者番号に欠落はみられなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間④について、C社は、昭和45年*月*日に設立され、同年9月1日に社会保険の新規適用事業所になっており、申立期間については適用前の期間に当たるほか、申立期間にはほかの2か所の適用事業所における被保険者期間と重なっている。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑤について、申立人は昭和47年4月1日までC社 I支店に勤務していたと申し立てているところ、申立人の雇用保険の記録は同年2月26日に離職となっており、厚生年金保険の記録と符合している。

このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑥について、申立人は昭和49年3月1日から50年3月1日ま

でF社に勤務していたと申し立てているところ、申立期間に在職していた同僚に申立人を記憶している者は見当たらず、申立期間⑥における在職を確認することはできなかった。

また、F社での申立人の雇用保険の記録は見当たらず、昭和49年4月1日にG社で雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間⑥において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑦について、申立人は昭和53年3月1日までG社に勤務していたと申し立てているところ、事業主は、申立人は51年5月2日まで勤務していたがゴールデンウィーク以降は出勤しなくなったと陳述している。また、雇用保険の加入記録も厚生年金保険の記録と符合している。

このほか、申立人が申立期間⑦において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑧について、申立人は昭和60年1月からH社に勤務していたと申し立てているところ、同社での雇用保険の記録は62年3月1日に資格を取得、平成元年1月10日に資格を喪失となっており、厚生年金被保険の記録と符合している。

このほか、申立人が申立期間⑧において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和45年3月から同年8月までの標準報酬月額については、その前後における申立人の標準報酬月額がいずれも4万8,000円と記録されていることから4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社（J本店）の事業所別被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和45年3月から同年8月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 1591

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から44年3月まで
昭和44年10月に、納付書が送られてきたので、妻が市役所に加入手続きに行き、夫婦二人一緒に加入し、その時に、40年10月以降の未納の分について私の分も含めて夫婦二人分を一緒にすべて納付したはずであるのに、申立期間が夫婦共に未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月ごろ、納付書が郵送されてきたので、妻が市役所で夫婦二人一緒に国民年金の加入手続きを行った際に、過去の保険料も納付できることを知り、申立期間に係る保険料を市役所の窓口で、申立人の分も含めて夫婦二人分を一緒にすべて納付したと申し立てている。

しかし、申立人が、昭和40年10月から44年3月までの保険料をすべて納付するためには、特例納付及び過年度納付によらなければならないが、国民年金手帳の交付を受けた同年10月の時点では、特例納付制度が実施されていないことから、申立期間の保険料を一括して納付することはできない。

また、申立人の妻は、所持する年金手帳において資格取得年月日が昭和40年10月となっていることから、同月から納付済みになっていると思っていたとも陳述しており、納付の事実に関する誤解もうかがわれる。

さらに、申立人の妻は、昭和40年10月以降の未納の分を市役所の窓口で支払ったとしているが、当時、市役所の窓口では、現年度保険料しか収納しておらず、陳述内容とは符合しない。

加えて、申立人自身は、保険料納付に関与しておらず、保険料納付に関する記憶があいまいで、保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料も無く、このほか申立期間における国民年金保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1592

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から44年3月まで
昭和44年10月に、納付書が送られてきたので、私が市役所に加入手続に行き、夫婦二人一緒に加入し、その時に、40年10月以降の未納の分について夫の分も含めて夫婦二人分を一緒にすべて納付したはずであるのに、申立期間が夫婦二人共未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月ごろ、納付書が郵送されてきたので、市役所で夫婦二人一緒に国民年金の加入手続を行った際に、過去の保険料も納付できることを知り、申立期間に係る保険料を市役所の窓口で、夫の分も含めて夫婦二人分を一緒にすべて納付したと申し立てている。

しかし、申立人が、昭和40年10月から44年3月までの保険料をすべて納付するためには、特例納付及び過年度納付によらなければならないが、国民年金手帳の交付を受けた同年10月の時点では、特例納付制度が実施されていないことから、申立期間の保険料を一括して納付することはできない。

また、申立人は、所持する年金手帳において資格取得年月日が昭和40年10月となっていることから、同月から納付済みになっていると思っていたとも陳述しており、納付の事実に関する誤解もうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和40年10月以降の未納の分を市役所の窓口で支払ったとしているが、当時、市役所の窓口では、現年度保険料しか収納しておらず、陳述内容とは符合しない。

加えて、申立人は、保険料納付に関する記憶があいまいで、申立期間に納付した保険料額も覚えておらず、また、保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料も無く、このほか申立期間における国民年金保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から47年3月まで

私は、昭和37年7月に結婚した後、39年ごろに国民年金の加入手続きを行い、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。

昭和40年7月にA区からB区に転居した後も、それまでと同様に私が自宅に来ていた女性の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。当時の保険料月額は200円ぐらいか300円までであったと思う。

私はそのころC業務従事者として月2万円の手当をもらっていたし、夫も会社に勤めていて、当時はお金のことで困ったことは無かった。

しかし、申立期間の国民年金保険料について、夫の分だけ納付済みとされ、私の分が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和39年ごろに国民年金の加入手続きを行うとともに、市役所の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は同年10月9日に払い出されていることが確認でき、同年4月から40年6月までの保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、申立人は昭和40年7月にA区からB区に転居しているが、国民年金の転入手続きは47年6月30日に行われていることがB区の申立人に係る国民年金被保険者名簿により確認できる。このため、申立人が同区において、申立期間の保険料を集金人に現年度納付したとは考え難い。

また、申立人の夫の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿をみると、申立期間のうち、昭和40年7月から44年3月までの保険料を特例納付により、同年4月から47年3月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認で

き、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立時には申立期間の保険料は自分が納付していたと申し立てていたが、その後、申立人の夫が納付していたと陳述内容を変更しており、このほか夫婦から納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても納付をうかがわせる新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1594

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から53年3月まで
母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、まとまった額の保険料を2回に分けて納付したと以前から聞いていた。ところが、社会保険庁の記録では昭和47年7月から53年3月までの保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号の払出日は昭和54年1月5日であることが確認できる。このため申立期間の保険料を現年度納付することはできないが、申立期間のうち、51年10月から53年3月までの保険料は過年度納付により、51年9月以降の保険料は第3回特例納付により納付することはできる。

しかしながら、申立人は母親が申立期間の保険料を市役所で納付したと申し立てており、市役所では過年度納付及び特例納付による保険料を収納することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付については、母親が行ってくれていたとしており、自身は直接関与しておらず、当該申立期間の保険料の納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立人は母親がまとまった額の保険料を2回に分けて納付した記憶があると申し立てているが、A市役所の収滞納一覧表の記録によると、申立人の昭和53年度分の保険料が2回に分けて現年度納付されている記録がみられることから、この申立人の記憶は同年度保険料の納付に関するものであると考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から平成2年4月までの期間、同年12月及び3年5月から5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から平成2年4月まで
② 平成2年12月
③ 平成3年5月から5年1月まで

私は、昭和60年からA店を開業し、厚生年金保険から国民年金に切り替えた。国民年金保険料の納付はすべて妻に任せていたが、妻はきっちりとした性格であるので、夫婦二人分を一緒に納付していたと思う。しかし、社会保険事務所の記録によると、妻の保険料はすべて納付済みとなっているものの、私の申立期間の保険料は未納とされている。妻が自分の保険料だけを納付し、私の分を納付しなかったはずは無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたと申し立てているところ、申立人の妻は、20歳の加入時から第3号被保険者となる平成5年1月までの国民年金保険料を完納しており、申立期間を含む昭和60年7月から平成5年1月までの保険料を現年度納付により納付している。一方、申立人についてみると、申立期間に挟まれた平成2年5月から同年11月までの期間及び3年1月から同年4月までの期間の保険料は過年度納付により納付されており、夫婦の納付状況には相違がみられる。

また、このうちの平成3年1月分は2年12月分として、3年2月分は同年1月分として、それぞれ5年2月及び同年3月にいったん納付されたが、時効到来後の納付であったため翌月に充当されていることが、社会保険庁の記録により確認できることから、申立期間②の保険料は時効により納付できなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付はすべて妻が行い、自分は関与していなかったとしており、保険料納付を担っていた申立人の妻は既に死亡しているため、納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても具体的な事情等を見いだすことはできず、このほか申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年8月まで

私は、昭和39年12月に結婚し、43年1月にA市B区から同市C区に転居した。国民年金の加入手続については全く覚えていないが、国民年金保険料はC区に転居したときから納付してきた。納付方法は区役所から来る女性の集金人に、3か月ごとに納付書によらず現金で支払い、領収書を受け取っていた。納付金額は、3か月で2,700円の時期があったように思う。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市C区に転居した昭和43年1月から国民年金保険料を納付してきたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は48年11月にC区で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、45年12月以前の保険料は制度上納付することができず、46年1月から48年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は申立期間の保険料を集金人に支払い領収書を受け取っていたと申し立てているところ、A市においては、昭和47年度までは印紙検認方式が採られており申立内容と符合しないほか、申立人の保険料額に関する記憶は納付記録のある昭和49年4月から同年12月までの保険料額と一致する。

加えて、申立人の手帳記号番号は、上記の昭和48年11月払出し分のほか、39年9月9日にB区において払い出されているものがあるが、当該記号番号については、申立期間の保険料の納付記録は見当たらない。また、C区において48年11月に別の手帳記号番号が払い出されていることから、43年1月にB区から同区に転入した際に国民年金の転入手続が取られなかったことが推

定でき、このためC区では当該手帳記号番号によっては保険料は納付されなかったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1597

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から63年3月まで
私は昭和43年10月に夫と結婚したが、国民年金には加入していなかった。その後、昭和58年2月に夫が勤めていた会社を退職し自営業となったため、このままでは将来自分の年金がもらえないと姉から言われ、私が市役所で国民年金の加入手続をした。それから間もなく市役所から納付書が送られてくるようになったので、私が銀行に行き保険料を納付していた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が勤めていた会社を退職をした後に国民年金の加入手続を行い、昭和58年4月から保険料を納付し始めたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者記録などから、61年2月21日から同年5月9日までの間に払い出されていることが推測でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、少なくとも58年12月以前の保険料は時効により納付できず、また、59年1月から60年3月までの保険料は過年度保険料となり、市役所から送付されてきた納付書では納付できない。

さらに、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されている形跡、事情等は見当たらず、社会保険庁の被保険者記録により申立人は申立期間直後の昭和63年4月分の保険料を平成2年7月6日に過年度納付していることが確認できることから、その時点で時効が到来していなかった分のみ納付したことが推定できる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から41年12月まで

A社に住み込みで勤務していた昭和36年10月から41年12月までの間、住み込み先の玄関において、毎月訪れる集金人に国民年金保険料として毎月300円ぐらい支払っていた。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和41年6月1日であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出しの時点では、同年3月以前の保険料は過年度保険料となるため、現年度保険料を収納する集金人に保険料を納付することができない。

また、昭和41年4月以降の保険料は集金人に納付することが可能であるが、申立人の年金手帳の写しをみると、申立期間に係る検認記録欄には保険料納付の証となる検認印が押されていないことが確認できる。

さらに、申立人が集金人に支払ったとする保険料額は、申立期間の保険料額とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読みによる検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年3月まで

昭和50年3月にA市に転居したが、その後しばらくして、A市からの通知により過去の未納とされている国民年金保険料を一括して納付できることを知った。

保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付額等についてははっきり覚えていないが、親兄弟から援助してもらった分と自己資金を用いて、未納になっていた期間の保険料を一括納付した。

納付したことは間違い無いので、納付記録を必ず見つけだしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月にA市に転居し、それからしばらく経た後に、過去の未納の国民年金保険料を一括して納付したとしているところ、申立人は同年12月6日にA市を新住所とする国民年金の住所変更手続を行っていることが特殊台帳により確認できる。

また、一括納付したとする申立てに係る時点は、過去の未納の保険料をさかのぼって納付することができる特例納付が認められていた期間内である。

しかしながら、申立人がこの特例納付期間内に、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無い上、申立人の記憶はあいまいであり、保険料の納付方法、納付場所及び一括納付した金額等に関する具体的な陳述も得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年3月まで

会社退職後の昭和45年9月ごろ、A市役所の職員であるという40歳から50歳ぐらいの女性の集金人が家に来て、その者から国民年金への加入を勧められ、加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料は月額300円ぐらいだったとしか覚えていないが、加入後は、自宅に来るこの女性集金人に毎月保険料を支払っていた。毎月、保険料を渡すたびに領収書を手渡されることは無く、領収書に当たる一枚の紙にその都度領収印を押してもらっていたが、後日、その用紙が必要であると言われ、回収されたのを覚えている。また、国民年金手帳をもらったかどうかは覚えていないが、未納期間は無いと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は毎月、女性の集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和47年7月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出し時点では申立期間の保険料はすべて過年度保険料となるため、現年度保険料のみを収納する集金人に対して申立期間の保険料は納付することができない。

また、申立人が納付したとする保険料月額は、申立期間の実際の保険料とは符合しない。

さらに、申立人は、集金人に保険料を納付するたびに一枚の用紙に領収印が押され、後日、その用紙を回収されたとしているところ、その陳述内容は、その当時行われていた国民年金手帳への印紙検認方式とは符合しない上、年金手帳の発行時期などに関する申立人の記憶はあいまいである。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの期間、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

国民年金の保険料が支払えなくて困って実兄に相談したところ、実兄がすぐに 50 万円を送金してくれた。正確な時期については記憶していないが、送金後すぐに A 市役所の年金課に出向き、私と夫の夫婦二人分の国民年金保険料の未納額を計算してもらい、その場で一括納付した。

その時、50 万円支払って、1 万数千円しか残らなかったのを覚えている。それなのに、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付時期については、はっきり記憶していないが、過去の未納分として申立期間①、②及び③の保険料を一括して納付したと申し立てている。

しかし、申立期間③の昭和 63 年 3 月以降の時点では、申立期間①及び②の一部の期間については、納付できる期限を過ぎていることから保険料を納付することはできない。

また、上述の納付時期は、時効にかかわらず保険料を納付することができる特例納付時期には当たっていない。

さらに、申立人は、過去の未納分の保険料を一括して納付した後は、毎月ほぼ欠かさず保険料を納付し未納は無いとしているところ、申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 9 月までの 30 か月分の保険料は同年 7 月 18 日に一括納付されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

これらのことから、少なくとも、申立期間③の始期である昭和62年10月から上述の一括納付が行われた平成2年7月18日までの間においては、申立人は保険料を納付しておらず、かつ、この同年7月18日の時点では時効により申立期間①、②及び③の期間の保険料を納付できなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から39年7月まで
② 昭和39年8月から40年3月まで

申立期間①については、両親が国民年金の加入手続をし、町内の班長さんが集金に来た時に、父又は母が私の国民年金保険料を納付していた。その時、町内の班長さんが大学ノートに名前と金額を記入していたのを覚えている。

申立期間②については、保険料を納付していないと思っていたが昭和40年4月から42年3月までの納付記録があり、これは夫の母が保険料を納付していたからだと思う。夫とは39年7月に結婚したので、同年8月から40年3月までの期間も、夫の母が保険料を納付していたと思う。

申立期間①については、確実に納付しており、申立期間②についても納付していると思うので、双方共に納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和40年7月であることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できるが、この手帳記号番号では申立期間の一部は、制度上保険料を納付できない期間である。

そこで、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた可能性について確認するため、社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、加入手続や保険料納付の状況が不明である上、保険料額に関する記憶も申立期間の保険料額とは必ずしも符合していない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの期間及び39年3月から46年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から46年4月まで
② 昭和36年4月から38年8月まで

私は、結婚した昭和45年ごろ、市役所で住民登録等の手続を行った際に、担当者に勧められて国民年金の加入手続をした。加入してから保険料は納めていなかったが、市役所から約10年分の国民年金保険料1万4,000円ぐらいの支払通知書が送られてきたので、55年2月にA社会保険事務所で国民年金手帳の再交付を受け、当該保険料額を郵便局から現金で市役所に郵送したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろに国民年金に加入し、納めていなかった申立期間の保険料を送られてきた支払通知書に基づき、55年2月に国民年金手帳の再発行手続後に約10年分の保険料1万4,000円ぐらいをまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されていることが同記号番号払出簿から確認できるほか、その時点で納付可能な49年1月から50年3月までの国民年金保険料を52年1月に過年度納付していることが特殊台帳で確認できる（なお、49年9月から50年3月までの国民年金保険料は、厚生年金保険加入期間に重複していたことから、56年2月16日に還付されていることが確認できる。）。

このため、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、特例納付制度による保険料納付が必要となるが、申立人が昭和55年2月ごろに申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする保険料額1万4,000円ぐらいと、申立期間

を特例納付するために実際に必要な保険料額 46 万円とは相当の開きがある。

一方、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、52 年 1 月に過年度納付した保険料額 1 万 4,100 円とほぼ一致する。

また、申立人が特例納付したとする時期は、申立人が所持する年金手帳が A 社会保険事務所で昭和 55 年 2 月に再交付されていることに基づいて申し立てされているが、当該社会保険事務所で再発行された年金手帳には、国民年金に関する手帳記号番号などの記載が無く、厚生年金保険の資格再取得のための手続であったことがみてとれる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地を管轄する社会保険事務所、昭和 36 年 4 月から 51 年 10 月までにわたって、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付手続をめぐる記憶が曖昧であるほか、申立期間①及び②の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から45年3月まで

私の母が国民年金に加入し、A会の班長が自宅に来て領収印を押してもらっているのを見た記憶があるし、私にその大切さを常々話していた。母は亡くなり確認はできないが、そんな母が自分の保険料を納めながら、娘である私のために保険料を納めてくれていないはずはないと確信するので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年6月に払い出されていることが同記号番号払出簿から確認できる。この場合、この国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により既に国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、資格取得日が昭和45年3月1日となっており、申立人が所持する国民年金手帳でも資格取得日が同日に変更されており、申立期間のうち同年3月を除く42年6月から45年2月までの期間は国民年金の未加入期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の、昭和42年6月から45年6月までにわたって、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、その存在をうかがわせる痕跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

これらの状況から、申立人の保険料納付が開始されたのは、結婚後に加入手続をした昭和45年4月からの現年度保険料であったものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から41年3月まで

私は、自営業のため国民年金に加入した。申立期間の保険料は、母親が私の分を含めて親子3人分の保険料を納付していたと聞いていた。申立期間について両親は納付しており、私の分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和39年6月からの国民年金保険料は、申立人の母親が親子3人分の保険料をA会役員による集金か、市役所の窓口での支払いにより定期的に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和41年4月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿から確認できる。また、この同記号番号が払い出された時点で、申立人が39年6月18日にさかのぼって国民年金の加入資格を得ていることが確認できる。この場合、申立期間の保険料を定期的に現年度納付することはできず、母親が親子3人分の保険料を一緒に納付していたとの申立てとは符合しない。

また、申立期間当時、市役所では過年度保険料の取扱いは行っておらず、申立人が、申立期間のうち、過年度となる期間の保険料を市役所の窓口及び集金人に納付することはできなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったほか、昭和39年6月から41年3月までの期間について、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その痕跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の納付手続に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は曖昧であるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も

見当たらなかった。

これらの状況からみて、申立人が保険料納付を開始したのは、加入資格を得た昭和 39 年 6 月からではなく、国民年金手帳記号番号の払い出しを受けた昭和 41 年度からとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月から61年3月まで
未納とされている申立期間につき、A市役所に問い合わせると、昭和60年4月からA市の住民になっていて、申立期間の保険料はA市に支払われておりませんと言われた。私は昭和55年に結婚し、同時にA市に届けたにもかかわらず、A市での住民票が消えていることが不思議です。この時、保険料の納付記録も消えたのではないかと思います。領収書等は26年も前のことで、何も残っていません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年の結婚と同時にA市に移り、以後、61年3月まで国民年金の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和61年4月1日であることが市及び社会保険事務所のいずれの記録からも確認できる。同年4月1日は、国民年金法の改正により、被用者年金制度の加入者及びその被扶養配偶者に強制的に国民年金が適用されることとなった日であり、申立人はこの制度により国民年金の資格を取得したものである。この場合、申立期間については、国民年金加入資格を得ておらず未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時において国民年金手帳記号番号の払出しを受けた上で任意加入による資格を取得していなければならない。このため、居住地を管轄する社会保険事務所において昭和55年9月から61年3月までの期間について、同記号番号払出簿の内容を確認したほか、旧姓を含めて別の読みによる氏名検索を行ったが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金への加入時の状況、保険料の納付金額、納付状況等に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間における国民年金保険料を納付したことを示す家計簿等の関連資料は無いなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は学校を卒業後、20歳のころに実家に戻り、二人の姉とA店を営んでいました。組合から国民年金への加入を勧める話があり、母から男は入るように言われ、加入の手続を母がしてくれたと思います。

また、保険料を納めていたのは男の私だけで、二人の姉は女性なので保険料を納付していなかったと思います。領収証書はありませんが、納付については毎月、集金人に支払った記憶があるので、申立期間を納付済期間として認めて下さい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、毎月、保険料を集金人に支払っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和36年12月16日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、申立人が国民年金制度の発足した同年4月にさかのぼって加入資格を得ていることが確認できる。一方、申立人の納付記録を見ると、申立期間の同年4月から39年3月までの申立期間が未納記録であることが、B市の被保険者名簿の検認記録から確認できる。

また、申立人が居住していたB市では、国民年金制度が発足した当初の保険料収納事務は、小学校等での出張検認による収納が行われており、昭和37年度までは市の検認員による集金を行っていなかったことが市の広報誌等により確認できる。この場合、申立人が、申立期間の保険料を集金人に納付していたとする申立内容とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、居住地を管轄する社会保険事務所において昭和

35年10月から39年3月までの期間について、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その存在をうかがわせる形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時の保険料額及び納付手続などの記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、昭和36年4月以降の国民年金保険料については、A市に引っ越してから請求書が来たので、加入時にさかのぼって複数回(2か月分ぐらいずつ)で市役所に納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。なお、当時の保険料金額等は覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和36年1月28日であることが確認できるものの、申立期間は未納であることが当時の居住地の市及び社会保険事務所の記録から確認できる。

そこで、申立人が納付手続を始めたとするA市の記録をみると、申立人の被保険者カードが昭和44年3月31日に職権で作成されたことが確認できる。また、市の納付記録を見ると、申立人がA市で納付手続を開始したのは46年4月以降であり、44年1月からの保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、昭和55年に第3回特例納付制度により、43年4月から52年12月までの未納期間の保険料を6回に分けて納付していることが特殊台帳から確認できる。この点に関して、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であることを踏まえると、申立人が35歳となった昭和43年度からの保険料について、受給権確保の観点から遡及納付したものと考えるのが相当である。

さらに、別の年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別の読みを含め氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる痕跡は無く、申立人が申

立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、申立人本人は納付金額、納付時期等の保険料納付をめぐる記憶が曖昧である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年12月までの期間、62年1月から63年12月までの期間及び平成11年3月から12年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年4月から同年12月まで
② 昭和62年1月から63年12月まで
③ 平成11年3月から12年12月まで

昭和60年4月から同年12月までの期間及び62年1月から63年12月までの期間については、夫が市役所内の銀行で保険料を納付してくれていた。

確定申告書のような確たる証拠は無いが、国民年金のことが気になり平成3年3月30日に市の国民年金窓口で私たち夫婦二人の納付状況を確認し、「未納は無い」との回答をもらい、そのときに夫自らが記したメモを所持している。

平成11年3月から12年12月までの期間については、11年3月、夫の退職に伴って国民年金の第1号被保険者となり、同年4月から12年12月までの保険料は、毎月A市役所にある銀行で納付書により納付していた。

また、国税局から入手した平成12年から14年までの分の夫の確定申告書(控え)の社会保険料控除には私の国民年金保険料が含まれている。

第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間①及び②についてみると、申立人の夫は、申立人の保険料と自身の保険料を夫婦二人分一緒に納付していたと陳述しており、納付記録などからも基本的に夫婦同時に納付していたものとみられるが、申立期間については夫婦共に未納である。

また、申立人の夫は、平成3年3月30日に市の国民年金担当者に納付状況を照会し、夫婦共に未納は無いとの回答を受けたとしているが、当時、市の担当者が回答する際に根拠の資料としたとみられる市の記録は未納となってい

る。

さらに、申立期間の前後及び申立期間の間の納付済み期間はいずれも過年度納付され定期的な納付とはなっておらず、市役所内の銀行で納付していたとする申立人の夫の陳述とは符合しない。

次に、申立期間③についてみると、申立人の所持する申立人の夫の平成 12 年の確定申告書(控え)において、社会保険料の支払保険料額として 32 万 7, 600 円と記載されているが、これは申立人の夫の健康保険任意継続保険料とおおむね符合することから、この額に申立人の国民年金保険料が含まれているとはみられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年12月まで

私が自分で国民年金保険料を納付してきたので、昭和61年4月から平成元年12月までの45か月間の保険料が未納とされていることに納得できない。当時の保険料の納付方法は、納付書により納付していたのか口座振替だったのかは、はっきり覚えていないが、保険料は6,000円から7,000円までの額であったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め保険料の納付については、銀行の担当者を通じて納付書により納付するか又は銀行口座振替によっていたとして申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、昭和50年10月から51年3月までの期間、52年1月から3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間は過年度納付されており、一方、昭和53年度及び54年度は前納していることが確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、過去に1度だけしか保険料をさかのぼって納付したことはないと陳述しているが、昭和51年度以降に4回過年度納付していることが確認できる上、申立期間の保険料額を記憶している一方で、その前後の保険料額の記憶が無いなど申立人の納付をめぐる記憶はあいまいである。

さらに、申立人は、平成4年2月24日に発行された納付書により申立期間直後の2年1月までさかのぼって納付していることが社会保険庁の記録から確認できるが、この納付書が発行された時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによ

る氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年3月までの期間及び42年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年3月まで
② 昭和42年4月から49年3月まで

昭和54年ごろ、母から全部支払ってあるからと言われて年金手帳を渡された。

保険料はA会の役員が集金に来ており、家族の分と一緒に支払っていたと聞いている。

母からもらった手帳は淡いあずき色で、横長の用紙に金額と領収印が押された領収書が付いていたが、基礎年金番号が送られて来た時に不要と思い処分した。

集金に来ていた人は顔見知りでもあり、狭い地域だったので支払いが遅ければ迷惑になり、A会でうわさになるので未納にすることは無かったと母から聞いており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろ、母から「全部支払ってあるから」と言われ年金手帳を渡されたのに、未納期間があることに納得がいかないと申し立てている。

まず、申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号の払出日は昭和41年6月1日であるため、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

次に、申立期間②について、当時申立人と同居していた妹及び弟の国民年金への加入状況を見ると、昭和49年9月12日に弟妹連番で手帳記号番号が払い出され、同年4月にさかのぼって国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人の保険料にあっても申立期間後の納付は弟妹と同様、昭和49年4月が始期となっている。

また、申立人の国民年金保険料の納付については、申立人の母が行っていたとしており、申立人は保険料納付に関与しておらず、納付時の状況をうかがうことはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別読み検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から47年3月までの期間及び平成元年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から47年3月まで
② 平成元年5月から同年10月まで

申立期間①については、昭和47年12月ごろ、20歳までさかのぼって国民年金保険料を支払った。

申立期間②については、私がA市役所で夫の保険料とともに支払った。

私が60歳になった時、A市役所や社会保険事務所で、私の国民年金額は満額であると聞いていたので、国民年金保険料の未納期間があることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、昭和47年12月ごろに20歳までさかのぼった期間の国民年金保険料を納付し、申立期間②については、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況をみると、昭和47年8月31日に国民年金手帳が発行されていることが確認できる。

しかし、申立人の国民年金手帳が発行された同年8月及び20歳までさかのぼった期間の国民年金保険料を納付したとする同年12月のいずれも特例納付期間ではなく、20歳までさかのぼった期間の保険料を納付することはできない。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名の別読み検索等及び昭和37年11月から47年9月までの期間について、手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、その存在をうかがわせる事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②についてみると、申立人の夫が役員をしていた会社が倒産し、厚生年金保険の資格を喪失した時期であったと陳述しているものの、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続及び保険料の納付方法についての記憶が曖昧であり、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の夫についても未納となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで
私の母が、私の国民年金加入手続をしたはずです。

私の母が自身の国民年金保険料と一緒に、私の申立期間の国民年金保険料をその都度納付していたと思う。私は、納付金額、納付方法、納付場所等は全く覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和44年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚しA市に転居した49年4月まで継続して保険料を支払っており、同年4月以降は申立人が保険料を支払っていたと申し立てている。

そこで、A市の被保険者名簿をみると、申立人は昭和50年9月19日に国民年金加入手続を行ったことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金加入時点において、申立期間のうち、昭和44年10月から47年12月までの期間の国民年金保険料は制度上納付ができず、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過去の未納保険料をまとめ払いした記憶は無いと陳述しており、ほかに納付をうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から49年3月までの期間については、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、49年4月以降は自ら関与したと陳述しているが、明確な記憶が無い。

加えて、申立人に別手帳記号番号の払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、各種の氏名検索を行っても、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年3月まで

私の夫は、結婚した昭和49年4月ごろに市役所で、私の国民年金加入手続を行った際、市職員に「奥さんは20歳から22歳まで国民年金が未納なので納めて下さい。奥さんは2年分の年金を納めないとご主人と一緒になりません。」と言われ、私の国民年金保険料を2年分納めてくれました。私は結婚前の国民年金保険料を夫に納めてもらうのが悪いと思った記憶があります。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、結婚した昭和49年ごろに申立人の国民年金加入手続を行い、同時に申立期間の保険料を一括納付したと申し立てている。

そこでA市の被保険者名簿をみると、申立人は昭和50年9月19日に国民年金加入手続を行ったことが確認でき、加入時点において、申立期間のうち、46年9月から47年12月までの期間の国民年金保険料は制度上納付ができず、市職員から20歳から22歳までの期間の未納保険料を納付するよう言われたとする陳述と矛盾する。

また、昭和48年1月から50年3月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であるが、納付を行ったとする申立人の夫の記憶はあいまいであり、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1615

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度発足当時の昭和36年に、集金人を通じて国民年金加入手続を行った。申立期間当時、集金人が保険料を集金に来ており、私が留守をしていた場合には、市役所に行き直接窓口で納付していた。集金人が市役所の窓口において、職員はB4サイズの台帳に保険料納付の記録をつけていたと思う。その後、昭和39年5月に初めて国民年金手帳を受け取り、納付の都度、集金人が検認印を押していた。上記申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入し、以後継続し保険料納付をしてきたと申し立てている。

そこで、申立人の現在所持している国民年金手帳をみると、手帳発行日は昭和39年5月25日、また、当初の保険料納付は同年4月であり、申立内容と符合しない。

さらに、同手帳の昭和36年度、37年度及び38年度の印紙検認記録欄をみると、検認印の押印が全く無く、印紙検認台紙はすべて切り離されていることが分かる。

しかし、申立人は、申立期間の昭和36年4月から39年3月の間の国民年金保険料を集金人または市役所窓口で納付し、市の職員が納付記録をつけていたと申し立てていることから、A市における申立期間当時の保険料収納事情の状況につき照会したところ、同市からは、当初、手帳発行前に国民年金保険料を収納するような取扱いはしていない旨の口頭回答があったものの、その後、文

書回答を求めたところ、昭和 36 年から 40 年当時の国民年金関係書類は保存年限が過ぎているため記録が残っておらず不明である旨の回答があった。

また、A市の国民年金被保険者名簿と申立人の所持する国民年金手帳をみると、最初の保険料納付年月日は、昭和 39 年 6 月 29 日であり、同年 4 月から同年 6 月分を支払していることが確認でき、ほかに申立期間の保険料納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年12月まで

私は、昭和57年1月ごろに国民年金加入手続をし、申立期間当時、A市役所から送られてきた納付通知書を持参し、1年分の国民年金保険料を一括し、毎年4月ごろに市役所の窓口で支払った。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和57年1月ごろにA市で国民年金加入手続を行い、同年同月から再度厚生年金保険に加入した59年1月の前月の58年12月までの期間の国民年金保険料を納付書により納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の同手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者の免除申請等の手続日から昭和63年2月16日から同年7月30日までの間であると推定でき、申立内容と符合しない。

また、払出時点において申立期間の国民年金保険料は、制度上納付することができない。

さらに、申立人が現在所持している年金手帳をみると、初めて国民年金被保険者となった日が昭和63年1月23日であることが記載されており、また、住所欄に申立期間当時居住していたA市の住所の記載がみられないことが分かる。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、このほか申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1617

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年9月まで

私は、昭和43年1月ごろ、元妻に勧められて国民年金に加入した。国民年金加入手続及び保険料納付は私が元妻を車に乗せて当時の住所地の管轄だったA市役所に行き、元妻が窓口へ行っている間私は車で待っていたので当時の保険料額、納付方法などは分からないが、46年10月に離婚するまでの間、毎月保険料を納めに行っていたので最初の結婚期間と同じ期間は納付していたはずである。未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻と結婚した昭和42年12月の翌月の43年1月ごろに国民年金に加入し、以後、元妻と離婚した46年10月の前月の同年9月までの期間の保険料を、毎月納付していたと申し立てている。

そこで、A市の国民年金被保険者名簿をみると、昭和46年10月28日に初めて国民年金加入手続を行ったことが確認でき、申立内容と符合しない。また、加入時点は、第一回の特例納付実施期間中であるが、申立人は過去の未納保険料をさかのぼって一括納付したと元妻から聞いた記憶は無いと陳述している。

さらに、申立期間の保険料を現年度納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は保険料納付に直接関与していないことから納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

会社を退職したため、国民年金保険料を支払うのが大変になり、平成元年に免除の手続をした。免除から1年ぐらいた後、国民年金の納付書が送られてきたので追納した。手続や納付を行っていた妻は、追納について電話で市役所に問い合わせたことはあるが、市役所での手続を行ったかどうかははっきり覚えていないと言っている。先に私の分を、後で妻の分を追納した。納付書の形や枚数については覚えていないが、一人分が10数万円だったと思う。納付した時期ははっきりとは覚えていないが、妻は思い切って一年分を支払い、ホッとした記憶があると言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻は、平成元年度分の国民年金保険料を免除されていたが、2年又は3年ごろに同年度分の保険料を追納したと申し立てている。

そこで、社会保険庁の納付記録をみると、A社会保険事務所が申立期間中の平成元年8月3日に申立人夫婦あてに過年度保険料の納付書を発行していることが確認でき、申立内容とおおむね符合していることが分かる。

しかし、この納付書は平成元年8月時点で未納となっていた昭和63年3月分（申立人及び申立人の妻）及び同年4月から平成元年3月までの12か月分（申立人の妻）の保険料にかかるものであると推定でき、また社会保険事務所では平成元年以降申請免除対象者に対する追納勧奨の際に納付書を送付することはないと説明していることから、申立人が平成元年8月28日に、申立人の妻が2年5月1日にそれぞれ過年度納付している事実を、申立期間の保険料を追納したと記憶していると考えることが相当である。

また、申立人及び申立人の妻の追納に関する記憶はあいまいであり、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

夫が会社を退職したため、国民年金保険料を支払うのが大変になり、平成元年に免除の手続をした。免除から1年ぐらいい後、国民年金の納付書が送られてきたので追納した。追納について電話で市役所に問い合わせたことはあるが、市役所での手続を行ったかどうかははっきり覚えていない。先に夫の分を、後で私の分を追納した。納付書の形や枚数については覚えていないが、一人分が10数万円だったと思う。納付した時期ははっきりとは覚えていないが、思い切って一年分を支払い、ホッとした記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫は、平成元年度分の国民年金保険料を免除されていたが、平成2年又は3年ごろに同年度分の保険料を追納したと申し立てている。

そこで、社会保険庁の納付記録をみると、A社会保険事務所が申立期間中の平成元年8月3日に申立人夫婦あてに過年度保険料の納付書を発行していることが確認でき、申立内容とおおむね符合していることが分かる。

しかし、この納付書は平成元年8月時点で未納となっていた昭和63年3月分（申立人及び申立人の夫）及び同年4月から平成元年3月までの12か月分（申立人）の保険料にかかるものであると推定でき、また社会保険事務所では平成元年以降申請免除対象者に対する追納勧奨の際に納付書を送付することはないと説明していることから、申立人の夫が同年8月28日に、申立人が2年5月1日にそれぞれ過年度納付している事実を、申立期間の保険料を追納したと記憶していると考えることが相当である。

また、申立人及び申立人の夫の追納に関する記憶はあいまいであり、ほかに申立期間の保険料を追納したと認められる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間、60年4月から63年3月まで期間及び平成元年4月から2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和60年4月から63年3月まで
③ 平成元年4月から2年12月まで

私たち夫婦は昭和35年5月ごろから1年間ほどA市の姉夫婦の家に寄宿していた。そのときに、姉が私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていたはずである（申立期間①のうち昭和36年4月から数か月後まで）。

B市に引っ越し、夫婦二人で住むようになってからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた（申立期間①のうち昭和36年4月から数か月を除く42年3月まで）。

平成8年2月ごろ、私たち夫婦は、B市役所へ行き、年金受給額等についての相談をしたところ、窓口の職員から、「今だったら未納となっている昭和60年4月から63年3月までの期間及び平成元年4月から2年12月までの期間について、国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であり、納付すれば年金は満額受給できる。」と説明を受けたので、いったん帰宅し、私たち夫婦二人分の保険料額に見合う66万円ぐらい（1人分33万円ぐらい）を金融機関口座から引き出して、再度、市役所に持参して窓口の職員に納付した（申立期間②及び③）。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の姉宅に寄宿しているときに、その姉が申立人夫婦二人分の国民年金の加入手続をした上、申立期間①のうちの一部の期間の国民年金保険

料も納付していたと申し立てている。

しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号はB市に転居した後の昭和41年8月30日に夫婦連番で払い出され、申立人夫婦の被保険者資格は36年4月1日にさかのぼって取得されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、この手帳記号番号払出日においては、申立期間①のうち、昭和41年3月以前の保険料は現年度納付することができないが、申立人夫婦からは申立人の姉がさかのぼって保険料を納付したとの申立ては無い上、41年4月以降の期間についてもその姉は既に死亡しているため、申立人夫婦の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当らなかった。

加えて、申立期間②及び③について、申立人は「平成8年2月ごろにB市役所へ行き、年金受給額等について相談したところ、窓口の職員から今だったら未納となっている昭和60年4月から63年3月までの期間及び平成元年4月から2年12月までの期間について、国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であり、納付したら年金は満額受給できるとの説明を受けたことから、金融機関の口座から申立期間②及び③に係る国民年金保険料相当額(夫婦二人分で約66万円)を引き出し、市役所の窓口で納付した。」としているが、この8年2月ごろは特例納付できる時期ではない上、夫婦で66万円ぐらいという申立ての保険料額は、申立期間②及び③に係る実際の保険料額とは大きく乖離しており、申立人が66万円ぐらいを引き出したとする金融機関に照会をしたが、相当額を出金した記録は確認されなかった。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間、60年4月から63年3月まで期間及び平成元年4月から2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和60年4月から63年3月まで
③ 平成元年4月から2年12月まで

私たち夫婦は昭和35年5月ごろから1年間ほど、A市の義姉夫婦の家に寄宿していた。そのときに、義姉が私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていたはずである(申立期間①のうち、36年4月から数か月後まで)。

B市に引っ越し、夫婦二人で住むようになってからは、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた(申立期間①のうち、昭和36年4月から数か月を除く42年3月まで)。

平成8年2月ごろ、私たち夫婦は、B市役所へ行き、年金受給額等についての相談をしたところ、窓口の職員から、「今だったら未納となっている昭和60年4月から63年3月までの期間及び平成元年4月から2年12月までの期間について、国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であり、納付すれば年金は満額受給できる。」と説明を受けたので、いったん帰宅し、私たち夫婦二人分の保険料額に見合う66万円ぐらい(1人分33万円ぐらい)を金融機関口座から引き出して、再度、市役所に持参して窓口の職員に納付した。(申立期間②及び③)

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の義姉宅に夫と寄宿しているときに、義姉が申立人夫婦二人分の国民年金の加入手続をした上、申立期間①のうちの一部の期間の国民年金

保険料も納付していたと陳述している。

しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号はB市に転居した後の昭和41年8月30日に夫婦連番で払い出され、申立人夫婦の被保険者資格は36年4月1日にさかのぼって取得されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、この手帳記号番号払出日においては、申立期間①のうち、昭和41年3月以前の保険料は現年度納付することができないが、申立人夫婦からは義姉がさかのぼって保険料を納付したとの申立ては無い上、同年4月以降の期間についてもその義姉は既に死亡しているため、申立人夫婦の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当らなかった。

加えて、申立期間②及び③について、申立人の夫は「平成8年2月ごろ、B市役所へ行き、年金受給額等について相談したところ、窓口の職員から今だったら未納となっている昭和60年4月から63年3月までの期間及び平成元年4月から2年12月までの期間について、国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であり、納付したら年金は満額受給できるとの説明を受けたことから、金融機関の口座から申立期間②及び③に係る国民年金保険料相当額（夫婦二人分で約66万円）を引き出し、市役所の窓口で納付した。」としているが、この8年2月ごろは特例納付できる時期では無い上、夫婦で66万円ぐらいという申立ての保険料額は、申立期間②及び③に係る実際の保険料額とは大きく乖離しており、申立人が66万円ぐらいを引き出したとする金融機関に照会をしたが、相当額を出金した記録は確認されなかった。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年10月までの期間及び59年4月から平成2年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から57年10月まで
② 昭和59年4月から平成2年2月まで

私は、勤めていた会社の奥さんから「国民年金の保険料を掛けておいた方がいい。」と言われたことから、A市に住んでいた時に、申立期間①及び②のすべての期間ではないが、そのうちの何か月かの国民年金保険料を、同市内の郵便局において、2回から4回納付した記憶がある。

自分で足を運んで保険料を納付した記憶があるので、申立期間①及び②の期間のうちの少なくとも一部は納付済みとなっているはずなのに、すべての期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に関する申立人の申立て内容は「申立期間①及び②のうちのすべての期間ではないが、何か月分かの国民年金保険料を、2回から4回納付した記憶が有る。」という曖昧^{あいまい}なもので、申立期間を特定することができない。

また、保険料を納付したとするA市に住んでいた時期や納付した保険料額等に関する記憶もほとんど無い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿等）は無い。

加えて、戸籍の附票等の公的書類により、申立人がA市に住んでいた時期を特定の上、保険料の納付をうかがわせる周辺事情を把握することを試みたが、申立人は職業の都合等により頻繁に居所を異動させていることから、A市在住期間を特定するには及ばず、A市役所では被保険者名簿を保存していないため、

申立期間の保険料の納付状況等の詳細は確認できなかった。

このほか、社会保険庁の記録によると、申立人には、申立期間以外にも、昭和 56 年 3 月 1 日の国民年金被保険者資格取得日以降、未納期間が少なくとも計 154 か月あることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年3月まで

父親が昭和61年7月ごろに、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を現金で納付していたと聞いている。父親がしていたことなので、保険料の金額や納付場所、納付の頻度等は分からない。

また、私は、父が申立期間の保険料を納付していた証拠として領収書を保管している。さらに、私が平成元年6月から勤めていた会社支給の手帳にも、申立期間当時、保険料を支払っていたことをうかがわせる記述がある。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続及び国民年金保険料納付について、父親任せにしていたとしており、申立人自身が直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年1月ごろに払い出されていることが前後の手帳記号番号の払出時期により推定され、この手帳記号番号払出時期においては、申立期間は、保険料を現年度納付できず、過年度納付による以外納付することができないところ、申立人に対し申立期間の保険料に係る過年度納付書が2回送付されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

さらに、申立人の父が申立期間の保険料を納付してくれていた証拠の領収書として申立人から提出されたものは、上記の2回申立人に対して発行された各々の過年度納付書兼領収書であると推定できるが、いずれも収納印が押されていない未使用のものであることが確認できる。

加えて、申立期間当時に保険料を支払っていたことをうかがわせる記述が

有るとして申立人から提出された会社支給の手帳には、申立人自身が記入した国民年金及び厚生年金保険の被保険者資格期間が記述されているものの、保険料の納付時期や金額など保険料納付をうかがわせる記述はみられなかった。

このほか、申立人の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年3月までの期間、41年7月から43年3月までの期間、48年4月から49年9月までの期間、49年10月から53年9月までの期間、54年4月から56年4月までの期間、57年4月及び同年5月の期間及び平成4年5月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から41年3月まで
② 昭和41年7月から43年3月まで
③ 昭和48年4月から49年9月まで
④ 昭和49年10月から53年9月まで
⑤ 昭和54年4月から56年4月まで
⑥ 昭和57年4月及び同年5月
⑦ 平成4年5月から5年3月まで

A業経営の家に嫁いだ私は、「サラリーマンの人と違って、夫には退職金も厚生年金保険も無いから、国民年金はしっかり掛けておかないといけない。」という認識があったので、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、当時住んでいたA市で、夫が集金人に国民年金保険料を納付し始めたのを覚えている。

また、国民年金加入以降ずっと夫が保険料を納付していたが、その夫が54年に死亡し、それからは自分で漏れが生じないように納付してきたので、満60歳到達により資格を喪失する平成5年*月までのすべての期間の保険料は納付済みになっているという認識でいた。

ところが、10年前、65歳になったので年金受給の手続を行ったところ、多くの期間が未納とされていることが分かり、市役所や社会保険事務所に未納記録の訂正を申し立てたが、私の陳述は聞き入れられず、あきらめていた。そこへ、年金記録確認第三者委員会の制度ができたので、改めて精査してもらうべく申立てをすることとした。

調査の上、すべての国民年金被保険者期間の記録を納付済みに訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、当時住んでいたA市で、夫が集金人に国民年金保険料を納付し始めたのを覚えているとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は40年12月2日に夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により、また、申立人の36年4月から39年6月までの保険料は55年1月から同年6月の間に5回に分けて特例納付されていることが特殊台帳により、それぞれ確認でき申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、納付漏れが生じないように頑張って現年度に保険料を納付し、一部生じた未納の保険料についてのみ役所の指導に基づいてさかのぼって納付したとしているところ、申立人の保険料納付済期間計209か月のうち過半の140か月は、特例納付及び追納されたものであることが社会保険庁の記録により確認できる。

さらに、申立人は、保険料の納付に事欠くほど生活に困窮したことは無く、申請免除を受けた記憶は無いとしているが、申立人の申請免除期間は計173か月にも及んでおり、申立人の陳述には不自然な点がみられる。

加えて、申立期間は合計146か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月及び同年4月

私は、昭和53年に結婚し、結婚後間もなくA市の新居に転居した。転居後は公的手続などを行う必要があったので、夫にA市役所へ連れて行ってもらい、国民年金の加入手続をした。その時期は、はっきりとは覚えていないが、53年3月か、遅くとも同年4月中には加入手続を行い、保険料を納め始めているはずである。

夫は結婚当初から中小企業に勤めていたため退職金は無いものだと思います、将来の生活の保障のために国民年金に任意加入し、保険料を納め続けてきたにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月から61年3月まで国民年金に任意加入しており、その後の強制加入期間を含めても、平成元年1月の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

しかしながら、申立人は、昭和53年3月又は同年4月に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の保有する年金手帳及び社会保険庁の納付記録をみると、申立人は同年5月4日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間については未加入期間であるため、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び申立人の旧姓検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び申立期間に係る保険

料の納付金額などについての記憶が明確ではなく、申立人の夫も、夫婦二人でA市役所に行ったことは記憶しているものの、申立人が国民年金の加入手続きを行った時期はよく覚えておらず、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間並びに同年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 10 月及び同年 11 月

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についてはすべて妻に任せていた。妻は、結婚当初から将来の生活を心配し、老後の生活の保障として国民年金に任意加入して保険料を納めており、私が会社を退職した後の苦しい生活の中でも妻は私の分と併せて夫婦二人分の保険料をきちんと納めていたはずである。

申立期間①及び②について、妻の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私については未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻の申立期間①及び②の保険料は納付済みとされている。

しかしながら、申立人の保有する年金手帳及び社会保険庁の納付記録をみると、申立人は、平成 8 年 11 月 16 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①及び②については未加入期間であるため、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

そこで、申立期間①及び②の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の妻は、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を自分が行ったと陳述しているが、申立期間①及び②について、申立人の妻の加入

記録をみると、国民年金任意加入期間とされており、任意加入から強制加入への種別変更手続きがされていないことからみて、申立人についても国民年金への加入手続きが行われなかったものとするのが相当である。

さらに、申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間①、②に係る保険料納付には直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の妻も保険料納付に係る記憶が明確ではないことなどから、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1627

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年3月まで

私は、父親が昭和50年にA市の国民年金適用特別対策事業による勸奨を受けて、私の国民年金加入手続を行い、その後、官公庁の広報誌で知った特例納付制度を利用して、20歳までさかのぼって保険料を納付したと聞いている。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月11日に払い出されており、申立内容と符合するほか、申立人は、同年4月から現在に至るまでの国民年金保険料を完納している。

また、申立人は、父親が官公庁の広報誌を見て特例納付制度を知り、20歳までさかのぼって保険料を納付したことを何度も聞かされていたと申し立てているところ、B県の昭和50年12月10日発行の広報誌に第2回特例納付制度の記事が掲載されており、申立内容と符合する。

しかしながら、申立期間の保険料が特例納付により納付されたことをうかがわせる関連資料等は見当たらない上に、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料の納付はすべて父親が行い、自身は一切関与していなかったとしており、保険料の納付方法や納付場所及び保険料額等について具体的な陳述は得られなかった。

さらに、申立人の保険料納付を担っていた申立人の父親は既に他界しており、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の兄や一緒に仕事をしていた申立人の姉に保険料納付に係る事情等を確認しても、二人共全く覚えていないと陳述しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付した事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間及び5年4月から6年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで
② 平成5年4月から6年4月まで

私は、申立期間当時、母に毎月お金と納付書を渡して国民年金保険料を納付してもらっていた。私自身も市役所で何度か保険料を納付したことがあり、納付金額は当時月額1万3,300円ぐらいだったと思う。にもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親に毎月納付書と一緒にお金を渡して国民年金保険料の納付を依頼していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年3月ごろに払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①の保険料を現年度納付することはできない。そこで、申立期間①の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間①及び②の期間に挟まれた平成4年度の保険料について、平成4年4月分を同年12月に、同年5月から同年7月までの分を5年4月14日に、4年8月から5年3月までの分を5年4月30日に納付していることが確認でき、毎月納付していたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は月額1万3,300円ぐらいであったと思うと陳述しているが、申立期間①の保険料は9,000円、申立期間②

の保険料は1万500円であり、陳述内容と相違している。一方、納付済みとされている平成13年6月から14年3月までの保険料が月額1万3,300円であることから、申立人が記憶違いしている可能性も否定できない。

加えて、申立人は、申立人の母親が申立期間の保険料を納付してくれていたと申し立てているが、その母親に確認したところ、納付していたことを全く覚えていないと陳述しているほか、申立人から申立期間の保険料納付に係る事情等を汲み取ろうとしても新たな事情等を見出すことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは出来ない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの期間、42年1月から同年3月までの期間及び平成3年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年7月から40年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで
③ 平成3年5月から同年12月まで

昭和37年10月ごろA市へ転居した時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを覚えている。申立期間①及び②当時、妻が自宅で夫婦二人分の保険料を3か月ごとに集金人の女性に納付していた。また、申立期間③当時、妻が銀行や郵便局の外交員に納付書と現金を渡し、保険料の納付を代行してもらったことがある。

申立期間①及び②当時、3か月ごとに納付していた保険料額は夫婦二人分の合計で600円であり、申立期間③当時の保険料額は一人1万円を超えない金額であったと妻が記憶している。

私が60歳になる前の月まで、夫婦二人分一緒に保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、申立人の妻が3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付しており、その額は夫婦二人分の合計で600円であり、また、申立期間③当時の保険料額は一人1万円を超えない金額であったと申し立てしているところ、保険料の納付方法、納付金額などは当時の制度状況とおおむね一致している。

しかしながら、申立人は、昭和37年10月ごろに国民年金に加入し、申立人の妻が集金人に保険料を納付していたと申し立てしているが、申立人の国民年金

手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 39 年 5 月 25 日に払い出されており、この手帳記号番号によっては申立期間①のうち、37 年 7 月から 39 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、昭和 40 年 4 月以前の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている状況は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、申立人の妻が、自宅で夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てているが、申立人の妻の納付記録をみても、申立期間①及び②の保険料は未納とされている。

加えて、申立期間③の保険料についても、申立人の妻の納付記録は未納とされており、夫婦共に同じ申立期間 3 回 44 か月間に渡って行政が事務処理を誤り、納付記録が失われたものとは考え難い。

このほか、申立人は、保険料納付に関与しておらず、申立人から保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの期間、42年1月から同年3月までの期間及び平成3年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から40年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで
③ 平成3年5月から同年12月まで

昭和37年10月ごろA市へ転居した時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを覚えている。申立期間①及び②当時、私が自宅で夫婦二人分の保険料を3か月ごとに集金人の女性に納付していた。また、申立期間③当時、銀行や郵便局の外交員に納付書と現金を渡し、保険料の納付を代行してもらったことがある。

申立期間①及び②当時、3か月ごとに納付していた保険料額は夫婦二人分を併せて600円であり、申立期間③当時の保険料額は一人1万円を超えない金額であったと記憶している。

夫が60歳になる前の月まで、夫婦二人分を一緒に保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付しており、その額は夫婦二人分を併せて600円であり、また、申立期間③当時の保険料額は一人1万円を超えない金額であったと申し立てているところ、保険料の納付方法、納付金額などは当時の制度状況とおおむね一致している。

しかしながら、申立人は、昭和37年10月ごろに国民年金に加入し、集金人に保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号

は、夫婦連番で39年5月25日に払い出されており、この手帳記号番号によっては申立期間①のうち、37年7月から39年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、昭和40年4月以前の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている状況は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、自宅で夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てているが、申立人の夫の納付記録を見ても、申立期間①及び②の保険料は未納とされている。

加えて、申立期間③の保険料についても、申立人の夫の納付記録は未納とされており、夫婦共に同じ申立期間3回44か月間に渡って行政が事務処理を誤り、納付記録が失われたものとは考え難い。

このほか、申立人から保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1631

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの期間及び45年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年6月まで
② 昭和45年4月から51年12月まで

働いていた親が後に受け取った脱退一時金について、その金額は少なかったことを聞いたのがきっかけで、国民年金に関心を持つようになったことを覚えています。そのため、厚生年金保険加入の会社を退職した後は、手続きし、納付していたはずですが、

また、保険料は、私か夫のどちらかが、その都度、A市B区役所あるいはC市役所で納付していたはずですが、

しかし記録では、昭和44年4月から同年6月までの期間及び45年4月から51年12月までの期間が未納とされており、納付できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続の時期をみると、申立期間後のD区在住時に当たる昭和55年6月26日に手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認でき、44年4月ごろに前住所地で加入手続を行い、継続的に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。この手帳記号番号の払出時期には、申立期間①及び②の保険料は、制度上、既に納付できない期間となっている。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓による氏名検索のほか、申立期間当時のそれぞれの住所地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行うも、いずれも別の手帳記号番号の存在は確認されなかった。

このほか、申立人の申立期間に係わる保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年10月から40年12月まで

昭和37年4月に結婚しその後は、夫婦共に国民年金保険料を現年度納付してきた。しかし、記録では同年10月から40年12月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。また、保険料の納付や管理は妻が行っていたが、詳しいことは分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月に結婚しその後は、夫婦二人分共に国民年金保険料を現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、申立人夫婦の所持する国民年金手帳の発行日から昭和41年4月1日に夫婦二人で加入手続を行っていることが確認できる。また、この点は、申立人夫婦が所持する当時の年金手帳の印紙検認記録欄が昭和41年度分から作成されている状況と符合している。この場合、加入手続時点では、時効により申立期間のうち、昭和37年10月から38年12月までの保険料は、既に納付することはできない期間となっているほか、結婚後（37年4月）は、夫婦二人分共に保険料を現年度納付してきたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦二人分を共に納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納となっている。申立期間は4年度にわたる39か月に及び、行政側の納付記録等の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、夫婦同一の期間について事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年12月まで

昭和37年4月に結婚しその後は、夫婦共に国民年金保険料を現年度納付してきた。しかし、記録では同年10月から40年12月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月に結婚しその後は、夫婦二人で共に国民年金保険料を現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、申立人夫婦の所持する国民年金手帳の発行日から昭和41年4月1日に夫婦二人で加入手続を行っていることが確認できる。また、この点は、申立人夫婦が所持する当時の年金手帳の印紙検認記録欄が昭和41年度分から作成されている状況と符合している。この場合、加入手続時点では、時効により申立期間のうち、昭和37年10月から38年12月までの保険料は、既に納付することはできない期間となっているほか、結婚後（37年4月）は、夫婦二人分共に保険料を現年度納付してきたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦二人分を共に納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納となっている。申立期間は4年度にわたる39か月に及び、行政側の納付記録等の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、夫婦同一の期間について事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで

昭和45年7月から49年3月までの間の保険料は、亡くなった夫と一緒に納めていた。保険料の納付のことはすべて夫がやっていたので、納めた金額などは覚えていない。

店がA市B区にあり、毎月二人分をC区役所まで納めに行っていた。

毎月、確かに主人が夫婦二人分を納めていたので、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、申立期間の保険料を、夫婦二人分を一緒に納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和44年4月から45年6月までの間の印紙検認記録欄には、納付があったことを示す検認印が確認できるが、申立期間である同年7月分以降の印紙検認記録欄には検認印は見られない。この点について、仮に、申立期間の保険料を納付していれば、申立人の夫は、申立期間までとの取扱いの相違に疑問を持たなかったことに不自然さは否めない。

また、申立人の納付記録をみると、申立人の所持する領収証書及び社会保険庁の記録から、昭和50年1月から同年12月までの間の保険料は52年4月5日に過年度納付がなされており、51年1月から52年3月までの間の保険料は申請免除の後、同年4月5日に追納されていることが確認できる。一方、申立人の夫の納付記録を見ると、特殊台帳から、いずれの期間も現年度納付がなされていることが確認でき、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする陳述とは符合しない。なお、過年度納付及び追納がなされた時点においては、申立期間

の保険料は時効の到来により、制度上、納付できない期間に当たっている。

さらに、申立期間直後の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの間の保険料が未納となっており、その後の過年度納付、申請免除後の追納等を併せて考えると、当時何らかの事情で保険料納付が滞ったとみるのが自然である。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、類似した氏名を含む氏名検索を行うも、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年3月まで

昭和47年12月に会社を退職し、国民健康保険と併せて国民年金に加入し、保険料は集金人に支払っていた。48年4月には、妻も国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料と国民健康保険料とを一緒に集金人に支払っていた。

昭和47年12月から50年3月までの間の国民年金保険料について、未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に国民健康保険と併せて国民年金に加入し、48年4月からは妻も国民年金に加入し、夫婦の保険料を夫婦二人分を一緒に集金人に支払っていたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録を見ると、特殊台帳の記録から、昭和50年1月から同年3月までの間の保険料について昭和52年度に催告がなされていることが確認できる。一方、申立人の妻の納付記録を見ると、特殊台帳の記録から、この間の保険料を現年度納付していることが確認でき、夫婦二人分を一緒に保険料を納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立人の国民年金被保険者資格再取得日をみると、社会保険庁の記録から、当初昭和47年10月1日となっていたものが、後に同年12月6日に変更されていることが確認できる。この点について、申立期間当時は機械化による一元管理ができておらず、被保険者の届け出により資格再取得日が記録されていたものが、後の一元化作業により修正されたものである。

さらに、申立期間は3年度28か月と長期に及び、通常、行政側がこれだけの期間事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、手帳記号番号払

出簿の縦覧検索及び旧姓を含む氏名検索を行うも、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで
昭和29年に結婚後、夫はA業と併せてB業も経営し、夫婦二人で国民年金に加入していた。加入手続は、私は行っていないので夫が行ったと思う。保険料は、私が夫婦の年金手帳と保険料を夫から預かり、3か月に一回集金人に支払っていた。上記期間が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、共に昭和39年11月20日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるほか、社会保険庁の記録をみると、夫婦共に国民年金被保険者の資格取得日が同年4月1日であることが確認できる。したがって、申立期間は、記録上、公的年金未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、夫婦の国民年金被保険者の資格取得日が昭和39年4月1日となっている事情について、申立人は、既に死亡している申立人の夫が加入手続を行ったと思うとし、加入手続に直接関与していないため、当時の具体的な状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種氏名検索を行ったが、夫婦に係る別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1637

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、A市から送られてくる納付書で、欠かさず近くの銀行で国民年金保険料を納付していた。

また、昭和58年10月30日付けで任意加入の資格を喪失したことにされているが、私は、資格喪失届を提出した覚えが無いのに、納付したことにされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金任意加入被保険者の資格喪失届を行った覚えが無いと申し立てている。

そこで、申立人の所持する2冊の国民年金手帳をみると、2冊共に昭和44年3月21日に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別変更し、58年10月30日に任意加入被保険者の資格を喪失したこと及び平成2年4月19日の届出により昭和61年4月1日にさかのぼって第3号被保険者の資格を取得したことが記載されており、これらは社会保険庁の記録とも一致することから、申立期間は、国民年金の任意加入被保険者の未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金保険料の領収証書をみると、任意加入被保険者の資格喪失日の前日である昭和58年10月29日に、同年1月から同年3月までの期間の過年度保険料及び同年7月から同年9月までの現年度保険料を納付していることが確認できることから、資格の喪失をめぐる何らかの事情が存在していたことをうかがわせる。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年6月までの期間、51年4月から同年8月までの期間、52年4月から53年1月までの期間及び57年10月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年6月まで
② 昭和51年4月から同年8月まで
③ 昭和52年4月から53年1月まで
④ 昭和57年10月から63年9月まで

私は、A市に在住していた申立期間①、②及び③当時は、A市役所で保険料を納付していた記憶があるが、未納とされているのはおかしい。昭和53年9月にB市へ転居してからは、B市役所で保険料を納付していたはずである。また、57年1月から同年9月まで会社に勤務していたが、その会社に入社する前か、退職した後かはっきりと記憶していないが、市役所の年金係で年金の保険料額を書いたメモをもらい、その保険料を市役所の窓口で納めたとき、窓口職員に「これで全部つながります。」と言われたのに申立期間④が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、A市役所で保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、転居後のB市を管轄する当時のC社会保険事務所において、昭和55年11月から同年12月ごろに払い出されており、その資格取得日は53年9月1日となっていることから、申立期間①、②及び③は公的年金の未加入期間であったと推定され、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間①、②及び③の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、各種氏名検索を行ったが、それが払い

出された形跡は見当たらなかったほか、申立人は、A市役所で国民年金の加入
手続を行ったこと及び同市役所から国民年金手帳の交付を受けた記憶が無い
と陳述している。

次に、申立期間④について、社会保険庁の納付記録をみると、申立人は平成
2年4月から同年11月までの保険料を同年11月19日に現年度納付し、2日
後の同年11月21日に、その時点で納付が可能であった昭和63年10月から平
成2年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申
立期間④は、その時点で時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、B市役所の窓口で国民年金保険料及び国民健康保険料と思
われる金額が記載されたメモを受け取り、その場で納付したとしているが、納
付時期があいまいである上、申立期間④において、記載された金額に相応する
納付期間が確認できないほか、当該メモについて精査したところ、申立人の保
険料納付に結びつく事情等はいかがえなかった。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無
く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から46年11月まで

私がA市で第一子を出産したころ、母が国民年金の加入手続きをしてくれた。保険料も、母がA市役所から来た男性の集金人に支払っており、その集金人が、くすんだベージュ色の手帳に印紙のようなものを貼ってハンコを押していたのをよく覚えている。金額は200円から300円ぐらいだった。

また、B県へ転居した後も、母がA市で継続して保険料を支払ってくれていた。手帳や領収書等は何も残っていないが、上記期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたと申し立てているが、申立人はこれらに直接関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、当時の具体的な状況等は不明である。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期を調査すると、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和41年11月ごろに払い出されたものと推定でき、この時点において、申立期間の一部は、制度上、保険料を納付することができない期間であり、同年3月以前の保険料は集金人が徴収できない過年度保険料であったと考えられることから、申立人の母親が、集金人に納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立人の母親が、申立人が20歳のころから保険料を集金人に現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したほか、各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、手帳記号番号払出簿の申立人の欄に、不在世帯をうかがわせる「不

在世」のゴム印が確認できるほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から50年12月まで

昭和43年8月に結婚しA市からB市に転居した後間もなく、妻が夫婦の国民年金の加入手続を行った。妻は、加入当初は、B市役所にて保険料を納め、その後は、家の近くの郵便局で納付書にて納めていたと言っている。

国民年金に加入以降、妻が夫婦の保険料を一緒に納付していたのに、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月にB市に転居した後、夫婦二人で国民年金に加入し、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和50年9月19日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち、47年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する夫婦の領収証書をみると、共に昭和54年1月に、その時点で納付が可能であった51年1月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが分かるとともに、特殊台帳の記録から、昭和52年度の保険料を免除申請したのち、この期間について昭和62年に追納していることが確認できることから、申立人夫婦は昭和53年度の保険料から現年度納付を開始したものとみるのが相当である。

さらに、申立人の妻が、申立てどおり、申立期間の保険料を市役所及び郵便局で現年度納付するためには、B市において別の手帳記号番号の払出しが必要となるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行っ

たが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年10月までの期間及び昭和43年8月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年10月まで
② 昭和43年8月から50年12月まで

昭和43年8月に結婚しA市からB市に転居した後間もなく、私が夫婦の国民年金の加入手続を行った。私は、加入当初は、B市役所の出張所にて保険料を納め、その後は、家の近くの郵便局で納付書にて納めていたのに、申立期間②が未納とされているのは納得できない。

また、社会保険事務所から送られてきた納付書についても、夫の分と一緒に納付してきたが、昭和55年6月に納付した納付書だけは、納付期間が夫と私で異なっていた。夫の納付書は36年4月から同年10月までの7か月分と記載され、私の納付書は同じ7か月分でも42年4月から同年10月までと記載されていた。銀行で納付した時、私の領収証書にはまっすぐ領収印を押されたが、夫の分には逆さに押されたため、私はそのことを銀行員にきびしく指摘し、押し直してもらったことなど、当時の状況をよく覚えている。私の領収証書は紛失して無いが、夫は納付済みなのに、私の申立期間①が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和43年8月にB市に転居した後、夫婦二人で国民年金に加入し、申立人が夫婦の国民年金保険料を夫婦二人分一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和50年9月19日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち、47年12月以前の保険料は、制度上、納付することが

できなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する夫婦の領収証書をみると、共に昭和 54 年 1 月に、その時点で納付が可能であった 51 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが分かるとともに、特殊台帳の記録から、昭和 52 年度の保険料を免除申請したのち、この期間について昭和 62 年に追納していることが確認できることから、申立人夫婦は昭和 53 年度の保険料から現年度納付を開始したものとみるのが相当である。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を市役所及び郵便局で現年度納付するためには、B 市において別の手帳記号番号の払出しが必要となるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間①の 7 か月分の保険料を社会保険事務所から送付された納付書により、申立人の夫の分と一緒に銀行で納付したと申し立てているところ、申立人の所持する夫の当該領収証書をみると、昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの 7 か月分の保険料を 55 年 6 月 19 日に特例納付していることが確認でき、特殊台帳及び被保険者名簿の記録とも一致している。

そこで、夫の納付記録をみると、この特例納付の時点で、その後の保険料を 60 歳の資格の喪失まですべて納付したとしても納付月数が 293 月しかなく、年金受給資格期間である 300 月に 7 か月分不足することから、不足分を特例納付したものと考えられる。

しかしながら、申立人の場合は、同様に保険料を 60 歳の資格の喪失まですべて納付したとすると納付月数が 248 月となるが、これに申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 2 月までの 71 月分の合算対象期間を加えると 319 月となり、年金受給資格期間である 300 月を満たすことになることから、申立人の夫のように 7 か月分の保険料を特例納付すべき根拠は見当たらないと考えられる。

また、B 市の被保険者名簿の検認記録の備考欄をみても、申立人の夫は、7 か月分の特例納付の納付書を発行し納付したなどの記載が確認できるが、申立人には、これらの記載は確認できなかった。

さらに、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和39年6月、自宅に来た市役所職員から国民年金の加入勧奨を受け、私自身が夫婦二人分の加入手続を行うとともに、自宅で当該職員に36年4月から39年3月までの3年分の国民年金保険料を直接納付した。その際、職員から、37年4月から39年3月までの2年分の保険料の領収書しか発行できないが、最初の1年分は国民年金手帳の最初のページに資格取得日が36年4月1日と書いてあるから分かると言われた。

昭和36年4月から37年3月までの保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和39年6月1日であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

ところで、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和39年6月に、上記の手帳記号番号によって、申立期間を含む36年4月から39年3月までの3年分の国民年金保険料を自宅で納付したと申し立てているが、この手帳記号番号によっては、申立期間は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する保険料の領収証書をみると、上記の手帳記号番号の払出日直後の昭和39年6月5日に、37年4月から39年3月までの2年分の保険料が郵便局において過年度納付されていることが領収証書に押されている領収印により確認できる。

さらに、申立人は、保険料の領収証書は2年分しか発行できないが、最初の1年分は国民年金手帳の最初のページに資格取得日が昭和36年4月1日と書

いてあるから分かります、自宅に来た市役所職員に言われたとしているところ、国民年金の被保険者資格取得年月日は、保険料の納付開始時期の特定や納付の事実を裏付けるものではなく、加入手続時期にかかわらず強制加入期間の初日まで遡及する取扱いとされていることから、申立人の被保険者資格取得年月日を同年4月1日にさかのぼった時点とする資格取得の手続が行われ、これに併せて、制度上保険料を納付できた37年4月から39年3月までの2年分の保険料の納付書が発行されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の妻は、後年、申立人及び自身の保険料の納付状況を市役所で確認した際に保険料の未納期間は無いと言われたとしているが、市役所の被保険者名簿でも申立人夫婦の申立期間の保険料は未納とされている。

このほか、申立期間当時、制度上保険料を納付できなかった期間の保険料を収納する取扱いが行われていたことをうかがわせる事情等は見当たらない上、委員会が申立人夫婦から直接事情聴取を行ったが、制度上納付できなかった申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情等は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和39年6月、自宅に来た市役所職員から国民年金の加入勧奨を受け、夫が、夫婦二人分の加入手続を行うとともに、自宅で当該職員に36年4月から39年3月までの3年分の国民年金保険料を直接納付した。その際、職員から、37年4月から39年3月までの2年分の保険料の領収書しか発行できないが、最初の1年分は国民年金手帳の最初のページに資格取得日が36年4月1日と書いてあるから分かると言われたと夫に聞いていたので、安心していた。

昭和36年4月から37年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和39年6月1日であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

ところで、申立人は、その夫が、国民年金の加入手続を行った昭和39年6月に、上記の手帳記号番号によって、申立期間を含む36年4月から39年3月までの3年分の国民年金保険料を自宅で納付したと申し立てているが、この手帳記号番号によっては、申立期間は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する保険料の領収証書をみると、上記の手帳記号番号の払出日直後の昭和39年6月5日に、37年4月から39年3月までの2年分の保険料が郵便局において過年度納付されていることが領収証書に押されている領収印により確認できる。

さらに、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫は、保険料の領収証書は2年分しか発行できないが、最初の1年分は国民年金手帳の最初のページに資格取得日が昭和36年4月1日と書いてあるから分かったと、自宅に来た市役所職員に言われたとしているところ、国民年金の被保険者資格取得年月日は、保険料の納付開始時期の特定や納付の事実を裏付けるものではなく、加入手続時期にかかわらず強制加入期間の初日まで遡及する取扱いとされていることから、申立人の被保険者資格取得年月日を同年4月1日にさかのぼった時点とする資格取得の手続が行われ、これに併せて、制度上保険料を納付できた37年4月から39年3月までの2年分の保険料の納付書が発行されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、後年、自身及びその夫の保険料の納付状況を市役所で確認した際に保険料の未納期間は無いと言われたとしているが、市役所の被保険者名簿でも申立人夫婦の申立期間の保険料は未納とされている。

このほか、申立期間当時、制度上保険料を納付できなかった期間の保険料を収納する取扱いが行われていたことをうかがわせる事情等は見当たらない上、委員会が申立人夫婦から直接事情聴取を行ったが、制度上納付できなかった申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情等は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から62年12月まで

昭和60年10月ごろ、A市役所に国民年金の加入手続に行ったところ、現在所持する年金手帳を交付されるとともに、58年10月までさかのぼって国民年金に加入できると言われた。

加入手続から数日後に、横長の複写式の納付書に手書きされていた金額を国民年金保険料として一括納付した。保険料の納付場所は銀行だったと思う。納付した金額は10万円以上18万円以下だったと思うが、はっきりした金額は覚えていない。

保険料を一括納付した後は、毎月、納付書により市役所又は銀行で保険料を納付した。

昭和58年10月から62年12月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月ごろ、申立人自身がA市役所で国民年金の加入手続を行い、現在所持する年金手帳を交付されたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号の払出時期は平成2年2月から同年4月ごろまでの間であることが、申立人の手帳記号番号の前に手帳記号番号が払い出された者の被保険者資格記録及び保険料納付記録により推定できることから、この手帳記号番号によっては、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、上記の手帳記号番号の払出し及び申立人が所持する年金手帳の発行を行った社会保険事務所は、申立人が加入手続を行ったとするA市役所を管轄するB社会保険事務所ではなく、上記の手帳記号番号払出時点の申立人の住所地

を管轄するC社会保険事務所であり、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、一括納付後の保険料は毎月、納付書により納付し3か月単位や1年単位で納付したことは無いと申し立てているところ、A市では、昭和63年3月までの保険料の納付書は3か月単位で発行しており、一月ずつ保険料を納付する場合は別途、手書きの納付書が発行されていたが、申立人は、機械で印字された納付書により納付したと思うとしており、申立人の主張は、A市の申立期間当時の保険料収納方法と符合しない。

加えて、B、Cの各社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年7月まで

会社退職後すぐの平成5年3月に、まだ子供が小さかったので、妻がA市役所に国民健康保険の手続に行った。その時、市役所の人から国民年金の加入手続をするように説明を受けたと妻から聞き、夫婦で相談の上、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

平成5年3月から同年7月までの国民年金保険料が未納とされているが、妻が夫婦二人分の保険料を納付したはずである。妻の申立期間の保険料は納付済みであり、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月に会社を退職後すぐに、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は、国民年金の未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得した後の平成5年10月から同年11月ごろまでであることが、申立人の妻の前後に手帳記号番号が払い出されている20歳到達による資格取得者の資格取得日から推定でき、同年3月に申立人が会社を退職した直後に、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻も、保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶はあいまいである上、申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時に加入手続を行ったとする国民健康保険の加入記録を確認することもできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年2月までの期間及び44年1月から47年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から40年2月まで
② 昭和44年1月から47年2月まで

学校在学中の昭和37年ごろ、母から、私が20歳になったので国民年金に加入しないといけないと言われたことを覚えている。また、時期は分からないが、独身のころに現在所持する年金手帳と同じ色だが手帳記号番号が違う年金手帳を見た記憶があることから、母親が私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたと思う（申立期間①）。

昭和46年10月に結婚した後は、妻と二人でA市に住んでおり、私の国民年金の加入手続や保険料の納付については、妻に任せていたため、未納とされている44年1月から47年2月までの保険料の具体的な納付状況等はよく分からないが、妻が納付したか、母親が申立期間①の保険料を納付していた国民年金手帳記号番号で納付していたと思う（申立期間②）。

私自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していなかったため、加入手続時期や保険料の納付方法、納付場所、納付金額等は全く分からないが、几帳面な母親や妻の性格からすると、申立期間①及び②の保険料が未納であるはずはないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年9月13日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間①及び②の一部は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付に関与しておらず、申立

人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡しているため、申立期間①及び②の保険料の納付状況等は不明であり、申立人と結婚後の保険料の納付方法、納付時期、納付金額等に関する申立人の妻の記憶もあいまいである上、申立期間②のうち、制度上納付できた期間の申立人の妻の保険料も未納となっている。

さらに、申立人の妻は、申立人が国民年金に加入していることについて、申立人の母親から説明を受けたことや年金手帳を引き継いだことに関する記憶は無く、上記の手帳記号番号の払出時期である昭和47年9月ごろに、自身が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったのではないかとしている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの期間及び同年5月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年3月まで
② 平成4年5月から5年3月まで

自営業を始めるために平成3年9月末に会社を退職し、国民年金に加入した。私自身は国民年金の加入手続をした記憶は無く、妻が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

平成3年9月から4年3月までの期間（申立期間①）及び同年5月から5年3月までの期間（申立期間②）の国民年金保険料が未納とされているが、妻が保険料を納付していたと思う。

私自身は保険料を納付した記憶は無いが、申立期間①及び②に挟まれた平成4年4月の保険料は納付済みであり、妻が私の同年同月分の保険料だけを納付したとは考えられず、前後の保険料も納付しているはずなので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①及び②の保険料の納付を行ったと思うと申し立てている。

しかし、申立人の妻は、自身が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたと思うが、加入手続を行った時期や保険料の納付額、納付方法等に関する明確な記憶は無いとしており、申立期間①及び②の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の保険料が納付済みとされている平成4年4月を含め、申立人の保険料を納付したとされる申立人の妻の3年9月から5年3月までの保険

料も未納とされている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年5月7日から同年6月10日までの間に払い出されていることが、申立人の手帳記号番号の一つ前の手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日及び申立人の被保険者名簿の作成日から推定できるとともに、社会保険庁の記録をみると、申立人の同年4月分の保険料は同年5月28日に納付されており、当時、一月単位で保険料が収納されていたことから、申立人の国民年金の加入手続き時に同年4月の保険料のみが納付されたとみても不自然ではない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 1 月 15 日まで
② 昭和 34 年 3 月 6 日から 36 年 3 月 24 日まで
③ 昭和 39 年 12 月 8 日から 42 年 4 月 1 日まで

10 年ほど前、社会保険事務所で年金の裁定請求を行った際に、昭和 33 年 5 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までの期間について、同年 6 月 27 日に脱退手当金の支給を受けたことにされていた。当時、A 県の学校に子供を入学させるために同年 3 月中旬に B 県から A 県に戻っていたので、B 県の社会保険事務所に行ったことも無く、脱退手当金の請求をした記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社を退職した際には、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 6 月 27 日に支給決定されていることが確認できる。

また、C 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっていることから、脱退手当金を支給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 19 日から 31 年 12 月 1 日まで
② 昭和 31 年 12 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで

昭和 28 年 7 月 19 日から 33 年 9 月 1 日まで A 社と B 社の 2 社に勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、この 2 社に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたこととされている。

当時は年金制度もよく知らず、昭和 33 年 7 月に結婚し、すぐに勤務していた B 社を退職した。

脱退手当金を受給する手続はしていないので、記録の訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 11 月 15 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間である 2 回の厚生年金保険被保険者期間については同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者番号は別の番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 22 日から 38 年 1 月 26 日まで
② 昭和 38 年 6 月 19 日から同年 12 月 29 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 13 日から同年 4 月 22 日まで
④ 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 6 月 4 日まで
⑤ 昭和 40 年 6 月 7 日から 43 年 7 月 31 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

最終の勤務先であるA社を退職する際、別の会社で働くことを伝えており、同社が私に代わって脱退手当金の請求手続をすることは無いし、脱退手当金は受け取っていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、受給していないとしている。社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年10月15日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後4年以内に資格を喪失した女性について、脱退手当金の支給記録をみると、受給している者は申立人を含めて11人であり、うち7人が資格を喪失後6か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、最終事業所であるA社によれば「従業員に代わって脱退手当金の請求を行っていた。ただし、会社では脱退手当金を受領していない。多分本人が直接受領していた。」としているほか、同社に勤務していた同僚より「厚生年金保険をこのままおけば、将来年金がもらえるとの説明があったと思う。」との陳述が

得られた。これらのことから、A社は退職者に対する厚生年金保険の説明を行っていたと推測でき、脱退手当金受給を希望する者については、代理請求を行っていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月6日から24年6月1日まで
② 昭和24年10月16日から36年9月3日まで

A社に勤務していた昭和23年4月6日から36年9月3日までの期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

退職金はもらったように記憶しているが、退職してすぐにB県の実家へ帰ったし、その当時、自分の通帳も持っていなかった。また、実家に帰ってから脱退手当金支給日である昭和36年12月22日までC県へ戻ったことも無いので、脱退手当金を請求もできないし、受け取ることもできない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年12月22日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された欄の前後計50人のうち、受給要件を満たす女性45人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め41人であり、うち34人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できることから、当時、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 9 日から 41 年 5 月 25 日まで
② 昭和 41 年 7 月 8 日から同年 9 月 6 日まで

A社に勤務していた昭和 31 年 4 月 9 日から 41 年 5 月 25 日までの期間及びB社に勤務していた同年 7 月 8 日から同年 9 月 6 日までの期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、受け取った記憶が無い。

両社での勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 11 月 22 日に支給決定されていることが確認できる。

申立人が勤務していたA社及びB社の厚生年金保険被保険者番号は異なっているが、脱退手当金の算定は両社の勤務期間が対象となっており、申立期間当時社会保険事務所では、本人の申請がなければ、A社における勤務事実を把握することはできなかったことから、脱退手当金の裁定請求は、申立人自身が関与していた可能性が高いと認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿（原票）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 20 日から 40 年 1 月まで
② 昭和 40 年 2 月から同年 4 月まで
③ 昭和 41 年 1 月 17 日から 42 年 3 月 1 日まで

A市にあったB業務職業紹介所Cの紹介で、B業務従事者として働いていたD社（E県）における厚生年金保険加入記録が無い。同社における勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

Cの紹介で、B業務従事者として働いていたE社（A市）における厚生年金保険加入記録が無い。同社における勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

Cの紹介で、B業務従事者として働いていたF社（A市）における厚生年金保険加入記録が無い。同社における勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時、同社に在職していた同僚は、「D社でB業務従事者として働いていたが、申立人のことは覚えていない」と陳述しており、申立人も、申立期間当時の同僚の名前について、誰も覚えていないと陳述している。

また、社会保険庁の記録によれば、D社に対する厚生年金保険の新規適用は昭和39年10月5日であり、申立期間のうち、同年5月20日から同年10月4日までの期間、D社は厚生年金保険適用事業所となっていないことが確認できるほか、申立人は、申立後の陳述において、Cの紹介により申立期間中の同年末から1週間程、G市内の会社で働き、その後E社に移ったと陳述している。

さらに、D社が厚生年金保険適用事業所となった際、41人が被保険者資格を取得していることが確認できるが、厚生年金保険被保険者名簿に申立人の

氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号にも空白はみられない。

加えて、昭和 40 年代から D 社に在職している者から、「現在はすべての従業員が社会保険に加入しているが、昭和 40 年当時の社員、特に B 業務従事者は手取りが減るのを嫌がり、社会保険に加入しない者もいたと聞いたことがある」との陳述を得た。

以上の事情から、申立人が、申立期間①において、D 社に在職していたことを確認するまでには至らず、また、申立人が、申立期間①のうち一定期間において同社に在職していたとしても、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となる以前及び昭和 39 年 12 月以降は被保険者期間とは認め難く、当該期間以外の期間についても何らかの事情で厚生年金保険に加入していなかった可能性は否定できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人が E 社在職中の B 業務従事者として名前を挙げている者（既に死亡）が同社の厚生年金保険被保険者名簿で名前を確認できるものの、社会保険庁の記録によれば、同氏は、申立人が E 社に入社する前に被保険者資格を喪失していることが認められ、また、申立期間当時、E 社において社会保険加入手続を行っていた者及び同僚 3 人は、「申立人のことを覚えていない」と陳述している。

さらに、C は H 国民健康保険組合に加入していたが、同組合から「当時は B 業務従事者の社会的地位が大変低く、厚生年金保険適用事業所に雇用されても B 業務従事者の加入はあまり行われなかったようだ。申立期間当時、多くの B 業務従事者は紹介所を通じて当組合に加入しており、年金については、通常国民年金に加入していた」との陳述が得られた。

加えて、申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者番号に空白はみられないほか、申立人は、E 社では臨時として働いていたと陳述している。

以上の事情から、申立人が、申立期間②において E 社に在職していたことを確認するまでには至らず、また、在職していたとしても、最大 2 か月間の短期間であり、何らかの事情で厚生年金保険に加入していなかった可能性は否定できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間③については、昭和 49 年当時の住宅地図により、申立人が記憶していた場所に「I」という名称の店舗が確認できるほか、申立人は、「F 社は J 会に加入していた」と陳述しているところ、J 会から同社は、K 会に所属していたとの陳述が得られたことから、申立人が、F 社に在職していたことは推測できる。

一方、社会保険事務所における事業所検索の結果、「F 社」及び類似する

事業所名で厚生年金保険適用の記録は確認できなかった。

また、申立人は事業主及び同僚について名前を覚えていないと陳述しており、事業主及び同僚の厚生年金保険加入記録の確認もできなかった。

以上の事情から、F社が厚生年金保険適用事業所であったことは確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年ごろから 46 年ごろまで (約 2 年間)

私は、昭和 43 年から 46 年の間に A 社または B 社で 2 年ぐらい働いたのに厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における在職については、商業登記簿に記載されている事業所所在地、業務内容等が申立人の陳述内容と符合すること及び同登記簿の役員欄に申立人が一緒に働いていたと記憶していた事業主の子の氏名も確認できることから、認められる。

しかし、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は確認することができず、また、各種の事業所名称による検索を行っても、同社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらなかった。

また、同社は清算の上、解散しており、商業登記簿等において事業主等の所在調査を行ったが確認することはできず、当時の事情を聴取することもできなかった。

さらに、申立人は同僚の氏名については、名字のみしか記憶していないことから、同僚に当時の勤務実態等について確認をすることもできなかった。

加えて、申立人の旧姓を含む各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に該当する被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立期間について、申立人の給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料や周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和32年7月8日から同年9月11日までの期間に係るB社における厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から32年10月まで

私は、昭和31年5月から32年10月までA社にC業務従事者として勤務していた。入社から1年後の同年5月30日付けでD業務免許を取得し、同年10月に弟と入替えて退職した。しかし、社会保険事務所の記録では、弟は同年10月21日にA社において資格を取得しているが、私の厚生年金保険加入記録はA社ではなく、B社において同年7月8日に資格を取得、同年9月11日に資格を喪失とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年5月から32年10月までA社に勤務したが、同社での厚生年金保険加入記録が無いので、記録を訂正してほしいと申し立てているが、社会保険庁の記録では、申立期間のうち、32年7月8日から同年9月11日まではB社における加入記録がある。

そこで、A社及びB社の関係についてみると、両事業所はそれぞれ昭和31年6月1日、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、被保険者名簿に記載されている代表者名も異なるが、B社の代表者は同年6月1日にA社での被保険者資格を取得していること、申立人が同僚として名前を挙げた者も申立人と同様に、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録はB社で加入したことになっていると陳述していること、B社で被保険者資格を取得している27名中8名について32年9月又は同年10月にA社に異動した記録となっていることなどから、両事業所は緊密な関係を持つ事業所であったことが推定できる。また、申立人の同僚からも、両事業所は実体として

は同じ会社であったとか、途中で名称が変わったなど、強い関連性をうかがわせる陳述が得られた。

以上の事情から、申立人は申立期間において、A社及びB社に同時に勤務していたのではなく、いずれか一つの事業所に勤務していたと考えるのが相当である。

また、申立人の申立期間におけるA社での在職については、昭和31年6月に入社したとする同僚（社会保険庁の記録では同年7月1日に資格を取得）から、申立人は同じ頃に入社したとの陳述が得られたこと、申立人は32年5月30日にD業務免許を取得しているが、同免許を取得するためには一定期間の実務経験が必要とされる一方で、申立人の前職はE業務従事者であり、同社に入社するまではF業務の経験は無かったことから、入社時期は特定できないものの、資格取得日である同年7月8日より前から勤務していたことは推定できるが、当該期間における保険料控除については、同僚等から、入社後一定期間が経過するまで又はD業務免許を取得するまでは厚生年金保険に加入させない取扱いであったとの陳述が得られた。

さらに、資格喪失日である昭和32年9月11日より後の期間については、申立人の在籍を裏付ける関連資料や周辺事情等は得られなかった。

このほか申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立期間のうち昭和32年7月8日から同年9月11日までの期間に係るB社における厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月 15 日から 18 年 2 月 1 日まで
② 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 6 月まで

私は昭和 16 年 4 月、A社に入社し、20 年 6 月にB国C市郊外にあったD隊へ入営するまで、同社で継続して勤務していた。

厚生年金保険には昭和 17 年 6 月加入とされているが、これ以降、上記の兵役に就くまでの期間のうち、申立期間については、厚生年金保険被保険者とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自書した履歴書に、略歴として「昭和 16 年 4 月 A社入社」、「昭和 17 年 3 月 E国 F市へ赴任」、「昭和 17 年 11 月 G国本部へ転勤」、「昭和 18 年 10 月 H国に派遣」、「昭和 20 年 6 月 B国 C市郊外 D隊へ入営」と各々記している。

一方、申立人の厚生年金保険加入記録をみると、厚生年金保険法の前身である労働者年金法が施行された昭和 17 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し同年 9 月 15 日にその資格を喪失、次いで 18 年 2 月 1 日に再び被保険者資格を取得し同年 7 月 1 日にこの資格を喪失したことになっている。

ところで、申立人自書の履歴書を基にして、これに社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険加入記録を重ね合わせると、申立期間①は申立人がE国での勤務途中に被保険者資格を喪失し、次の赴任地であるG国での勤務期間中に再び被保険者資格を取得するまでの期間であり、また、申立期間②はそのG国で再び被保険者資格を喪失して以降B国C市郊外にあるD隊へ入営するまでの期間である。

そこで、昭和 17 年 3 月に申立人と共に日本からE国に転勤したとする同僚の厚生年金保険被保険者記録をみると、この同僚のA社における最初の加入期間は申立人の最初の加入期間（17 年 6 月 1 日から同年 9 月 15 日まで）と同一

である一方、この同僚はこの後、申立人と時期を前後してG国へ転勤したとしているが、申立てとは異なりE国以後のG国における加入記録は無い。

また、申立人がG国における上司であったとしている者は、厚生年金保険法の前身である労働者年金法が施行された昭和17年6月以前の同年3月に、I国からG国に転勤したとしており、同人にはA社での厚生年金保険被保険者記録は無い。

これらのことから、A社においては、労働者年金法に則り申立期間①及び②の当時、外地の事業所で勤務する期間は厚生年金保険の被保険者とし不在扱いを行っていたものと推定される。

また、申立人は、昭和20年6月にB国C市郊外のD隊へ入営する前に一度帰国したことがあると陳述していることから、申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録の欠落は、E国からG国への異動発令による外地間での転勤に伴って資格喪失の手続がなされ、その後、G国から一時帰国する旨の異動発令により、外地から内地に転勤し内地で勤務することとなった等の何らかの事情により、再び被保険者資格を取得し、改めて、内地から外地であるH国への異動が発令されたことに伴って、再び被保険者資格を喪失させる手続がなされたことによると考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 6 月 1 日まで

私は、A社がオープン前の昭和 59 年 10 月ごろから同社に勤務していた。担当していた業務内容は、経理事務で給与計算や社会保険の届出書類の作成等も行っていた。60 年 4 月 1 日にA社が社会保険に加入した時も、私が必要書類の作成、届出を行い、給与から厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。

それなのに、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA社での在職については、雇用保険の記録及び同僚の陳述により認められる。

しかし、A社の被保険者名簿をみると、昭和 60 年 4 月 1 日に同社が厚生年金保険の新規適用事業所となってから、61 年 6 月 1 日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間、同名簿には申立人の記録は見当たらず、健康保険証の払出番号に欠番も無い。

また、申立人は、申立期間当時、経理事務の責任者で給与計算や社会保険関係の諸手続の事務も自ら行っていたと陳述していることから、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失等や、給与からの厚生年金保険料控除の有無について、知り得る立場にあったと考えるのが相当であり、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、事業主からの誤った届出がなされたとも考えられない。

さらに、申立期間において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 21 日から 40 年 7 月 18 日まで
厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みとの回答をもらったが納得できない。退職とほぼ同時にA市に転居し、会社は転居後の住所を知らないはずなので、私が脱退手当金を受け取ることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和40年7月18日の前後約1年間に資格を喪失した者14名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む13名については脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日の約1か月後から4か月後までの間に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えるのが相当である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和40年7月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
A社を退職する時に年金のことは聞かされなかった。脱退手当金は受給していないので、当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者原票で、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 39 年 5 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失した女性被保険者のうち、申立人を含む「脱」表示のある 10 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 名が資格喪失日の約 1 か月後から 3 か月後までの間に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を支給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する旨の「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 6 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 22 日から同年 10 月 22 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 18 日まで
③ 昭和 41 年 9 月 19 日から 44 年 9 月 5 日まで

申立期間については、脱退手当金が支給されているとの回答書もらった。

私は、夫とA社、B社及びC社で同時期に厚生年金保険に加入しているが、夫には脱退手当金が支給されていない。夫は脱退手当金を請求しておらず、私のみ請求した記憶は無い。

昭和 44 年 10 月に支給されているとの事だが、同年 9 月にはD市に転居しており、銀行口座も開設していないので振込みによって受給することは無い。

C社を退職時に給料の清算は完了しており、退職金も無く、会社を通じて請求することは無かった。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、一緒に勤務していた申立人の夫が脱退手当金を支給されていないことから、自分のみ請求したことは無いと申し立てている。

そこで、当時の脱退手当金の支給要件についてみると、男子については、被保険者期間が5年以上の者で、老齢年金及び通算老齢年金の受給要件が無い者が、60歳以降に資格を喪失した場合又は資格を喪失後60歳に達した場合に支給するとされており、当時、申立人の夫には脱退手当金の受給資格は無く、夫は支給されていないのに、自分のみ請求しているのはおかしいとの申立人の主張は当たらない。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に

計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和44年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで、A 社に勤務していた期間について脱退手当金が支払われているとの回答を社会保険事務所からもらった。退社後、同社を訪れたことは無く、郵便局で受け取ったことも無い。まして自分の銀行口座など無かった時代なので、断じて受け取っていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載されている被保険者名簿全 3 ページに記載されている女性被保険者のうち、資格喪失日が申立人の前後 2 年の者であって、脱退手当金受給資格のある者の支給状況を確認したところ、申立人を含む 4 名全員に支給記録がある。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月の昭和 36 年 10 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から30年2月28日まで
私が60歳になった時、社会保険事務所に年金の申請をしたところ、申立期間については、昭和30年3月31日に脱退手当金として支給されていることが分かりました。その時は不服でしたが、仕方がないと思い今日に至りました。最近、年金が社会問題になったため、再調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿の申立人の前後70名の中で、脱退手当金の支給記録が確認できる女性9名のうち、7名については厚生年金保険資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同社からも、代理請求を行っていたとの陳述が得られたことから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和30年3月31日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 3 日から 40 年 8 月 1 日まで
申立期間について、私は脱退することも、脱退手当金を受け取った覚えもありません。会社から脱退手当金の説明も無く、制度も知りませんでした。年金記録として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の喪失日が記載されているページとその前後 7 ページに記載されている脱退手当金の受給資格がある女性 84 名のうち、76 名に脱退手当金の支給記録があり、また、脱退手当金受給者の最も多い昭和 42 年をみると、同年 10 月 1 日に資格を喪失した脱退手当金受給者 8 名全員が同年 11 月 14 日に支給決定されていることからみて、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 9 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 4 月 1 日から 19 年 12 月 30 日まで
昭和 16 年 4 月 1 日にA市にあるB社に入り、19 年 12 月 30 日までC業務従事者として働いていたが、この間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。厚生年金保険被保険者証を持っていたが、終戦の混乱で紛失してしまった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における在籍状況については、申立人から提出のあったB社発行の身分証明書及び当時の写真から確認できる。

一方、B社は、同社の厚生年金被保険者名簿から、昭和 19 年 6 月 1 日に社会保険の新規適用事業所になり、21 年 4 月 1 日に適用事業所で無くなっている。

また、B社の被保険者名簿に記録のあるD業務従事者であったE氏から、F業務従事者及びD業務従事者は 60 名前後、C業務従事者は 200 人以上、G業務従事者は 300 人前後いたとの陳述が得られたところ、被保険者名簿によれば昭和 19 年 6 月 1 日の新規適用時の資格取得者は 42 名であることが確認できる。さらに、申立人が挙げたH業務従事者及び同僚の名前は被保険者名簿には見当たらなかった。これらのことから、当時、B社ではすべての従業員について厚生年金保険の資格を取得させる取扱いではなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から20年8月20日まで
昭和18年3月10日から20年8月20日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が19年8月1日になっているのが納得できない。同年8月1日から20年8月20日までを厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和20年8月20日まで在職していたと申し立てている。しかしながら、社会保険事務所の保管する同社の事業所別被保険者名簿によると、同社において昭和20年8月20日に資格を喪失した同僚は、同年1月に定時決定に係る処理がなされているところ、申立人及び申立人と同日に資格を喪失している同僚は、当該記録が無い。このように、同年の定時決定の記録が無いのは、申立人は、同社から19年8月1日に資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる。

また、同社の事業所別被保険者名簿によれば、申立人が資格を喪失した昭和19年8月1日に資格を喪失した者が申立人のほかに21人みられるほか、申立期間に加入記録がある者に照会したが、申立人が申立期間において在籍していた旨の陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年2月1日まで
② 昭和28年6月1日から32年3月31日まで

昭和26年4月1日から32年3月31日までA社に勤務しB業の仕事をしていた。しかし、厚生年金保険の記録は27年2月1日から28年6月1日にされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②においてA社で仕事をしていたことは、同僚の陳述から推定できる。

そこで、同社の厚生年金保険の適用状況をみると、同社は昭和27年2月1日に新規適用となっていることが事業所別被保険者名簿から確認でき、申立期間①は同社が新規適用事業所となる前の期間に当たる。

次に申立期間②についてみると、同社の事業所別被保険者名簿に昭和29年10月、30年10月、及び31年10月の定時決定に係る処理がなされているところ、申立人には当該記録が無い。このように、29年から31年までの定時決定の記録が無いのは、申立人は同社から28年6月に資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる。

また、同僚は、申立人は実家が商売をしていたため、同社に住み込みで丁稚奉公をしており、ほかの社員とは仕事内容や労働時間が違っていたと思うと陳述しており、社会保険の適用についてもほかの社員とは異なる扱いであったことも考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。